

第3期南九州市 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度▶令和11年度



南九州市

(令和8年1月一部改訂)

はじめに

子どもは地域の希望であり、南九州市の未来を担うかけがえのない存在です。

本市では、総合計画の保健福祉分野において、「みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせる まちづくり」を目標として掲げ、令和2年に策定した「第2期南九州市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「みんなで支えあい、豊かな心と笑顔をはぐくむ 南九州市」に基づき、これまで子ども・子育て環境の充実に取り組んでまいりました。



しかしながら、近年では、人口の減少や少子高齢化だけでなく、家族形態の変化や就労形態をはじめとするライフスタイルの多様化により、保育ニーズも多様化しており、子どもとその家庭を取り巻く環境は常に変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響下において、子ども・子育て家庭の負担・不安・孤立感が高まり、今日に至っている状況です。特に、児童虐待やヤングケアラー、子どもの貧困といった、子どもの将来に大きく関わる問題も年々増加しており、本市としてもこれらの問題に対応するため、支援体制を強化していく必要があります。

この度、前期計画の基本理念「みんなで支えあい、豊かな心と笑顔をはぐくむ 南九州市」を継承しつつ、市全体で一人ひとりの子どもの成長と発達を支える取組のさらなる充実を目指して、「第3期南九州市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定いたしました。

子どもが安心して健やかに成長できるよう、切れ目のないサービスを提供するとともに、全ての子どもが平等に支援を受けられる環境を整備することで、全ての家庭が安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に向けて、支援体制の充実に全力で取り組んでまいります。

今後本計画を推進していくために、市としての取組はもとより、多方面の関係機関と連携し事業を進めてまいりますので、市民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、御協議いただきました「南九州市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント募集に際し貴重な御意見をいただきました皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

南九州市長 塗木 弘幸

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 法的な位置づけ	2
4 関連計画との位置づけ	3
5 計画の期間	3
6 計画の策定体制	4
第2章 南九州市の現状	5
1 人口・世帯・人口動態等	5
2 ニーズ調査結果の概要	15
3 ニーズ調査結果のまとめ	35
4 若者調査結果の概要	37
第3章 基本的な考え方	41
1 基本理念（次世代育成支援行動計画と共通）	41
2 基本的な視点（次世代育成支援行動計画と共通）	42
3 施策体系	43
4 教育・保育提供区域の設定	44
第4章 幼児期の学校教育・保育	45
第5章 地域子ども・子育て支援事業	49
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	49
2 放課後児童対策パッケージへの取組	64
第6章 子育て支援の取組と推進	65
1 不安や負担を和らげるための子ども・子育て支援の推進	65
2 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	76
3 家庭の子育て支援の推進	79
第7章 計画の推進体制	87
1 関係機関等との連携	87
2 計画の達成状況の点検・評価	88
資料編	89
1 南九州市子ども・子育て会議設置条例	89
2 南九州市子ども・子育て会議委員名簿	91
3 用語解説	92

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。そのため、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

■こども基本法に定められた6つの基本理念



こども施策は、**6**つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言ったり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのためにとって最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

2 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられています。

南九州市（以下「本市」という。）においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期南九州市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2期南九州市子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や県の動きを反映した「第3期南九州市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

3 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	市町村行動計画 (努力義務)	市町村計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「南九州市総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画	○子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するための計画

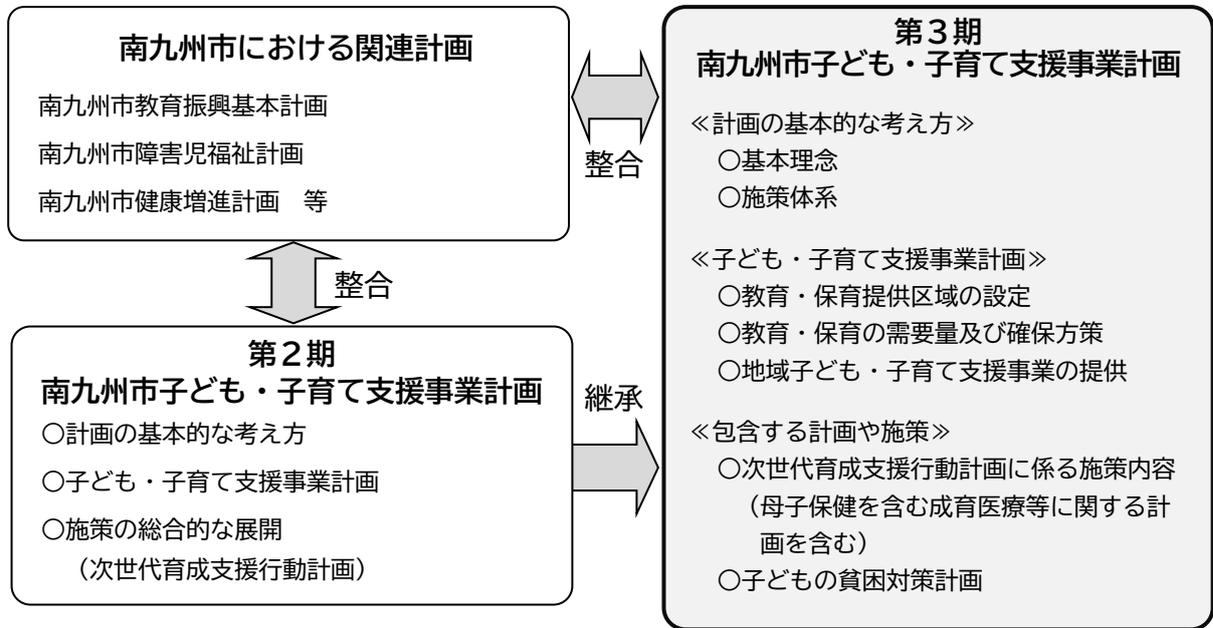


一体的に策定

第3期南九州市子ども・子育て支援事業計画

4 関連計画との位置づけ

本計画は、「南九州市総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、「南九州市地域福祉計画」といった上位計画や関連する福祉関係計画等や、鹿児島県子ども・子育て支援事業計画との整合性を図ります。



5 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

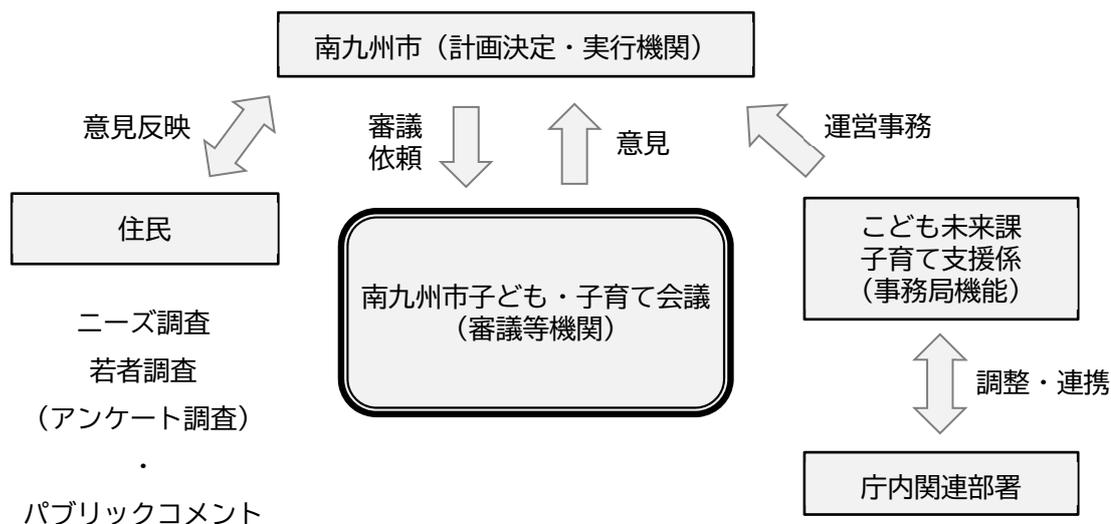
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第2期南九州市 子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第3期南九州市 子ども・子育て支援事業計画				
					必要に応じて見直し				

6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づいて、「南九州市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

■策定体制のイメージ図



(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

■パブリックコメント実施概要

実施期間	令和7年1月9日～令和7年2月7日（30日間）
公表方法・場所	市役所各庁舎及び市ホームページ
意見提出方法	電子申請、電子メール、持参、郵送、ファクシミリ

第2章 南九州市の現状

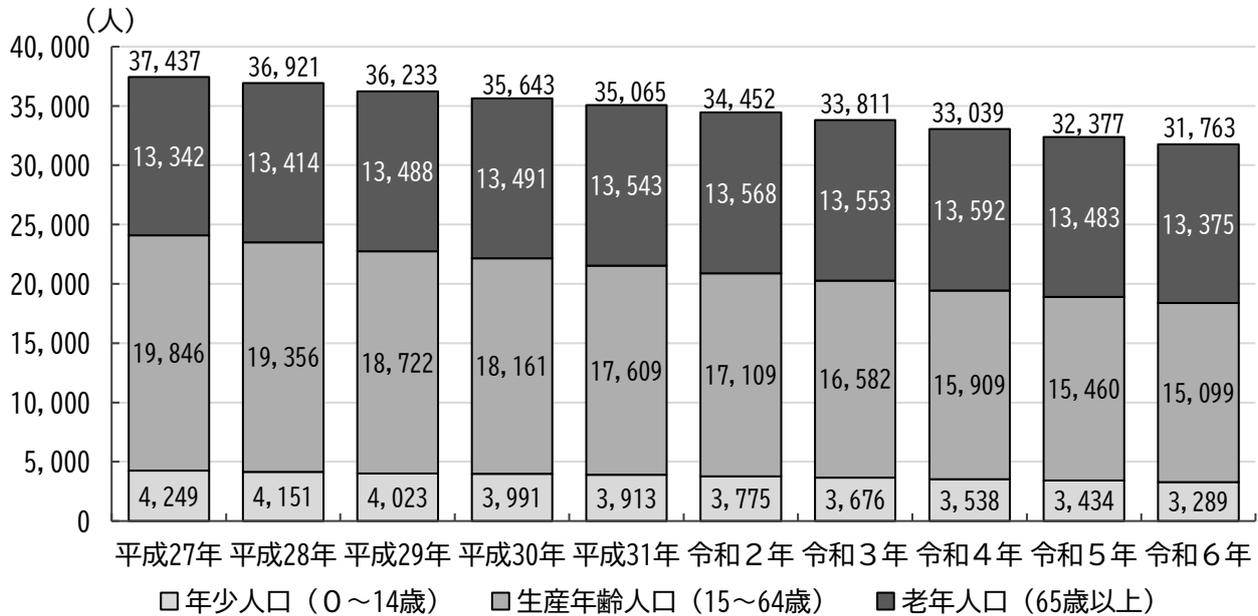
1 人口・世帯・人口動態等

(1) 人口の推移

本市の住民基本台帳による総人口の推移では、平成27年から令和6年にかけて5,674人の減少がみられ、年少人口（0～14歳）においては960人の減少がみられます。総人口、年少人口ともに減少傾向であり、少子化の傾向となっています。

総人口に対する年少人口の割合をみると、減少傾向となっており、令和6年には10.4%となっています。

■南九州市における年齢（3区分）別人口の推移【単位：人・%】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

	平成					令和				
	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年	6年
総人口	37,437	36,921	36,233	35,643	35,065	34,452	33,811	33,039	32,377	31,763
年少人口	4,249	4,151	4,023	3,991	3,913	3,775	3,676	3,538	3,434	3,289
生産年齢人口	19,846	19,356	18,722	18,161	17,609	17,109	16,582	15,909	15,460	15,099
老年人口	13,342	13,414	13,488	13,491	13,543	13,568	13,553	13,592	13,483	13,375
総人口に対する年少人口の割合										
	11.3	11.2	11.1	11.2	11.2	11.0	10.9	10.7	10.6	10.4

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 将来の人口推計

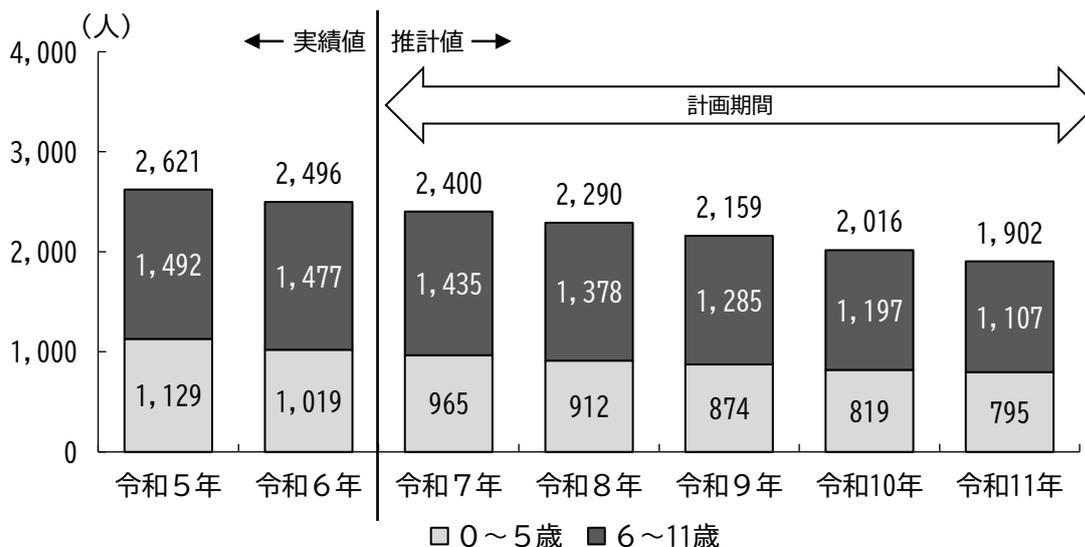
子どもの人口推計をみると、0～5歳の合計は令和5年から令和11年にかけて334人の減少がみられ、6～11歳においては385人の減少となっており、今後も減少傾向が見込まれます。

■南九州市における子どもの人口推計【単位：人】

	実績		計画期間				
			推計				
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	142	124	140	136	130	123	118
1歳	182	151	150	143	139	133	126
2歳	170	181	144	149	142	138	132
3歳	188	167	177	141	146	139	135
4歳	209	193	167	177	141	146	139
5歳	238	203	187	166	176	140	145
6歳	224	233	203	182	161	171	135
7歳	262	225	237	207	185	164	174
8歳	256	259	227	236	206	184	163
9歳	244	258	263	229	238	208	186
10歳	262	244	259	264	230	239	209
11歳	244	258	246	260	265	231	240

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）
 ※推計は複数年の変化率（コーホート変化率）の平均値を基に推計
 ※令和5、6年は実績値

■0～5歳及び6～11歳の将来フレーム【単位：人】



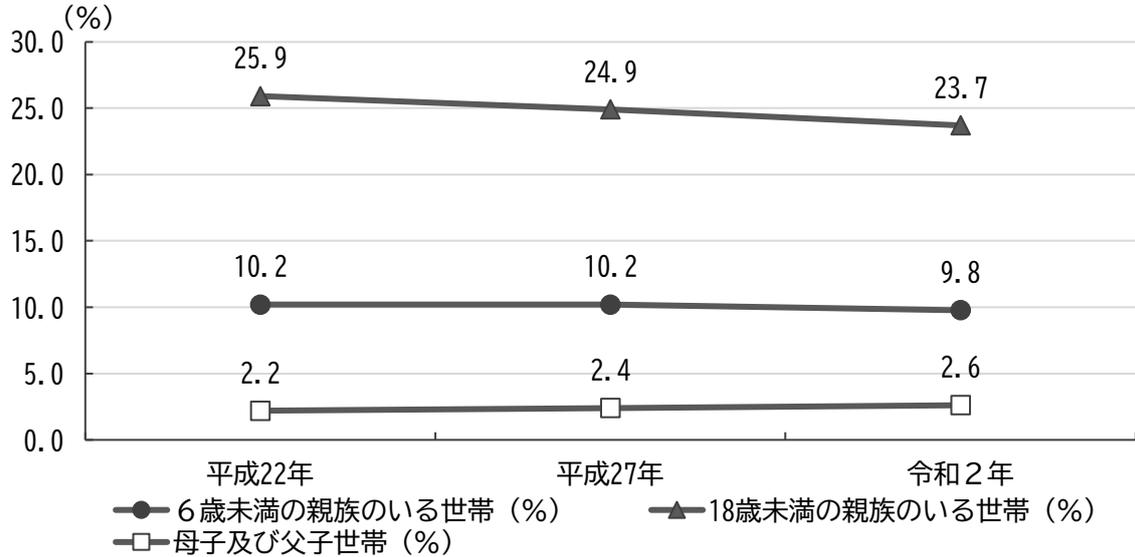
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）
 ※推計は複数年の変化率（コーホート変化率）の平均値を基に推計
 ※令和5、6年は実績値

(3) 世帯の状況

本市の一般世帯数は、平成22年と令和2年を比較すると、14,386世帯と減少しています。そのうち核家族世帯は8,700世帯となり、うち6歳未満の親族のいる世帯が9.8%、18歳未満の親族のいる世帯は23.7%と、平成22年と比較すると一般世帯数と同様減少しています。

一方、母子及び父子世帯は2.6%と増加しています。

■南九州市における世帯構造【単位：％】



資料：総務省統計局 国勢調査（各年5月1日現在）

■南九州市における世帯構造【単位：世帯・％】

	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	15,993	15,248	14,386
うち核家族世帯	9,776	9,322	8,700
6歳未満の親族のいる世帯	995	948	850
6歳未満の親族のいる世帯 (%)	10.2	10.2	9.8
18歳未満の親族のいる世帯	2,535	2,324	2,062
18歳未満の親族のいる世帯 (%)	25.9	24.9	23.7
母子及び父子世帯	217	222	228
母子及び父子世帯 (%)	2.2	2.4	2.6

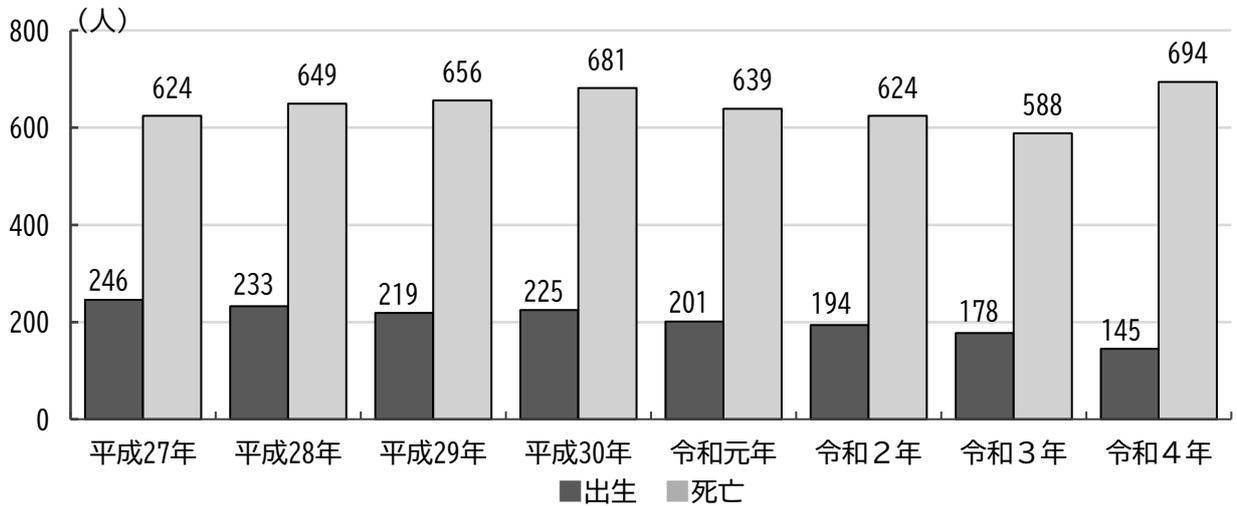
資料：総務省統計局 国勢調査（各年5月1日現在）

(4) 自然動態・社会動態

自然動態（出生－死亡）は、出生数では減少傾向、死亡数では各年で変動している状況です。
 社会動態（転入－転出）は、各年とも転出者が転入者を上回っており、平成27年以降、転出者は1,200人前後で推移しています。

■南九州市における自然動態・社会動態の推計【単位：人】

【南九州市の自然動態】

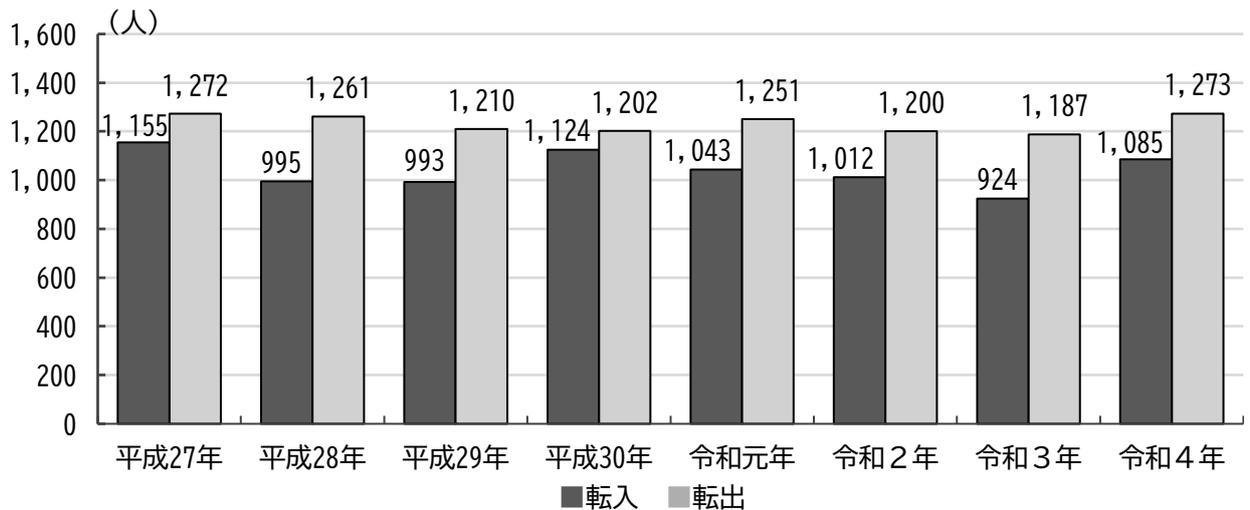


資料：統計南九州（令和4年度）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生	246	233	219	225	201	194	178	145
死亡	624	649	656	681	639	624	588	694

資料：統計南九州（令和4年度）

【南九州市の社会動態】



資料：統計南九州（令和4年度）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
転入	1,155	995	993	1,124	1,043	1,012	924	1,085
転出	1,272	1,261	1,210	1,202	1,251	1,200	1,187	1,273

資料：統計南九州（令和4年度）

(5) 出生の状況

本市の出生率を鹿児島県・全国と比較すると、低い数値を示しており、令和4年には4.4%となっています。

■南九州市における出生の状況【単位：人・%】

区分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
出生数 (南九州市)	246	233	219	225	201	194	178	145
出生率 (南九州市)	6.6	6.3	6.0	6.3	5.7	5.6	5.3	4.4
出生率 (鹿児島県)	8.6	8.4	8.2	8.1	7.5	7.4	7.4	6.8
出生率 (全国)	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

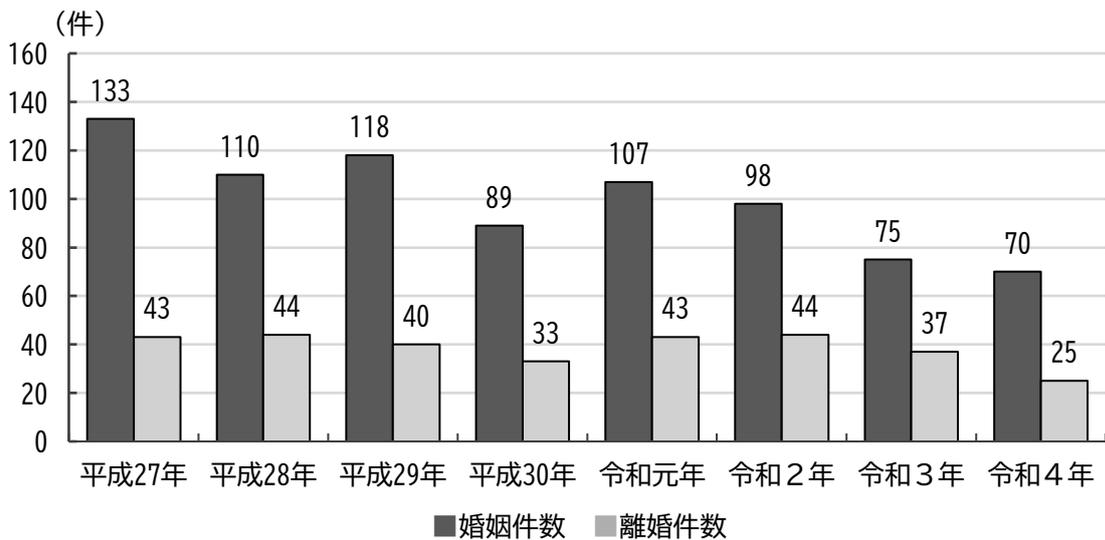
資料：出生数は統計南九州（令和4年度）
出生率（鹿児島県・全国）は厚生労働省 人口動態調査
※出生率：人口千人当たりの出生の件数

(6) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数、離婚件数ともに減少傾向にあり、令和4年の婚姻件数は70件、離婚件数は25件となっています。

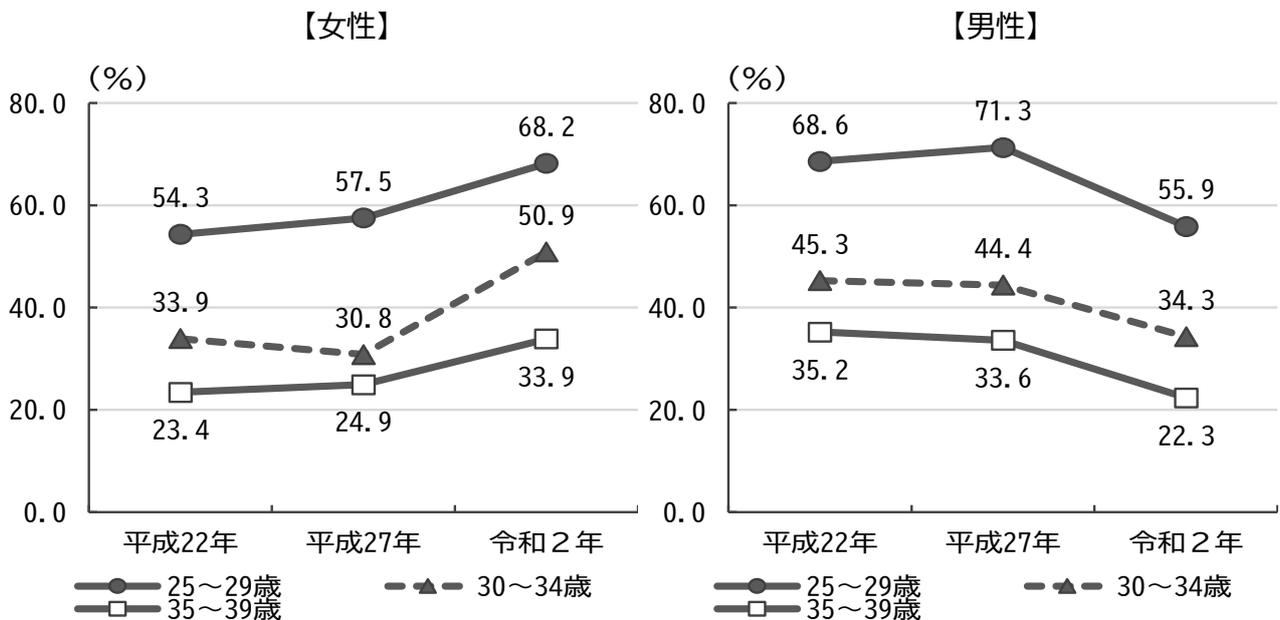
未婚率の推移は、平成27年と比較すると、女性の未婚率は全ての年代で増加している一方、男性の未婚率は全ての年代で減少しています。

■南九州市における婚姻・離婚の状況【単位：件】



資料：厚生労働省 人口動態調査

■南九州市における未婚率の推移【単位：％】



資料：総務省統計局 国勢調査（各年5月1日現在）

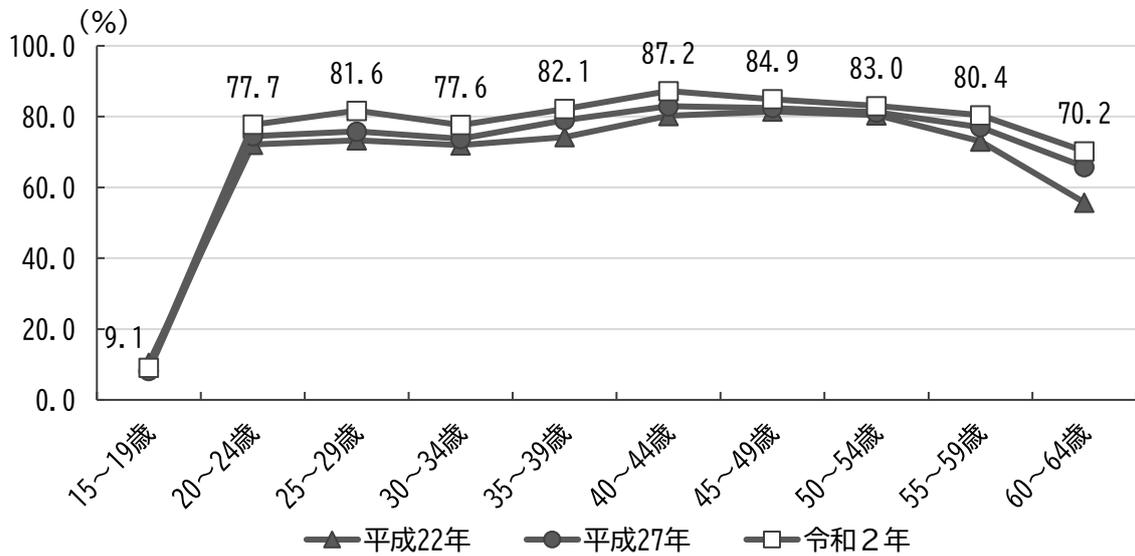
(7) 就労の状況

女性の年齢別労働力率は、増加傾向にあり、本市における女性の就業率は、全国が目標としている「女性の就業率80%以上」に近づきつつあります。令和2年には20～64歳の女性の就業率が全国や鹿児島県の就業率を上回っています。

■南九州市における女性の年齢別就業率の推移【単位：％】

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳
平成22年	10.5	72.1	73.3	71.9	74.2	80.2	81.4	80.4	73.0	55.7
平成27年	8.2	74.5	75.8	73.7	79.0	82.9	82.4	81.2	77.0	65.8
令和2年	9.1	77.7	81.6	77.6	82.1	87.2	84.9	83.0	80.4	70.2

資料：総務省統計局 国勢調査（各年5月1日現在）

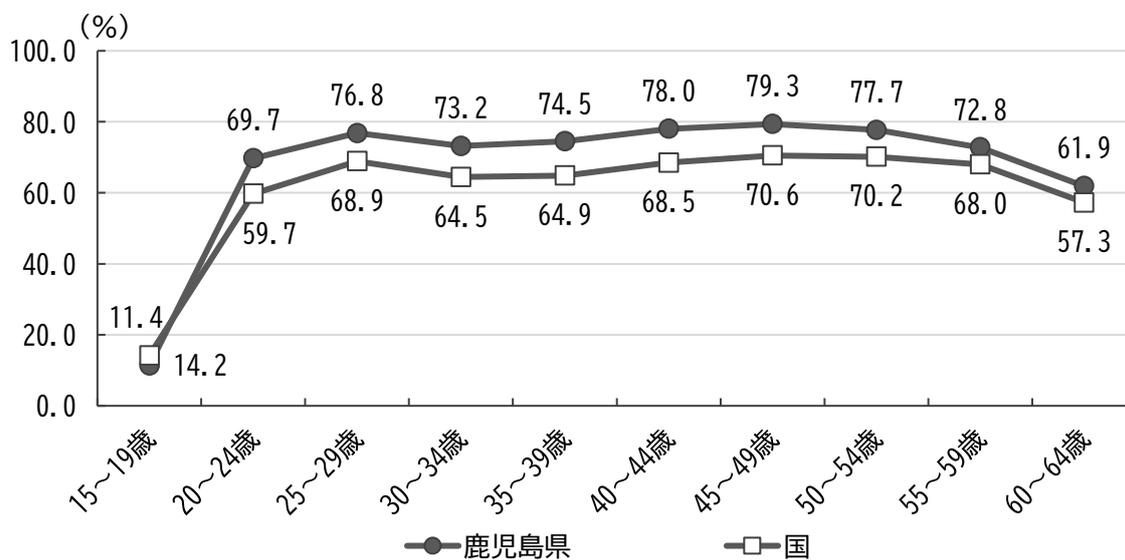


資料：総務省統計局 国勢調査（各年5月1日現在）

■鹿児島県・全国における女性の年齢別就業率（令和2年）【単位：％】

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
鹿児島県	11.4	69.7	76.8	73.2	74.5	78.0	79.3	77.7	72.8	61.9
全国	14.2	59.7	68.9	64.5	64.9	68.5	70.6	70.2	68.0	57.3

資料：総務省統計局 令和2年国勢調査（5月1日現在）



資料：総務省統計局 令和2年国勢調査（5月1日現在）

(8) 母子保健をめぐる現状

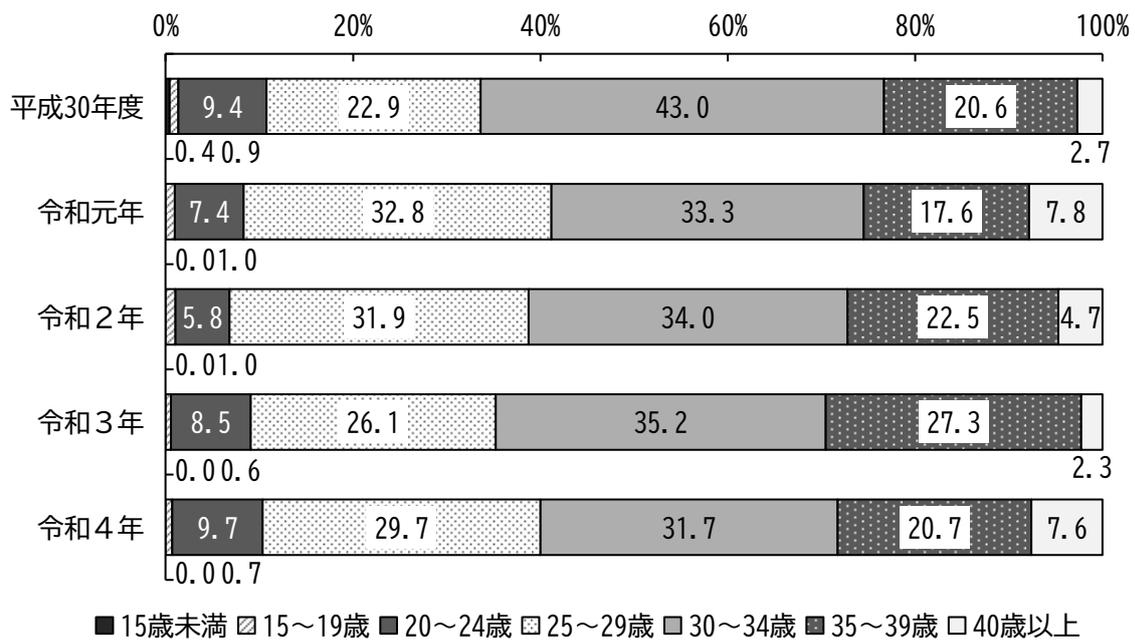
出生時の母親の年齢は、24歳以下は横ばいで推移し、35歳以上は平成30年度の23.3%から令和4年度には28.3%へと増加しています。

全出生児に占める2,500g未満の低体重出生児は、令和4年度は全国が9.4%、鹿児島県が10.2%、本市が13.1%と、全国・鹿児島県を上回っています。

また、妊婦歯科健診受診率の割合は、令和4年度は51.9%と半数以上にのぼります。

むし歯の状況を見ると、3歳児健診でのむし歯のない者の割合は、令和4年度は87.4%と、鹿児島県の90.5%を下回る状況にあります。

■母の年齢別出生割合【単位：％】



資料：厚生労働省 人口動態調査

■母子保健をめぐる状況【単位：％】

健やか親子 21 関連項目		令和4年度実績		
		全国	鹿児島県	南九州市
全出生児に占める低体重児の割合		9.4	10.2	13.1
この地域で子育てをしたいと思う親の割合		95.0	95.8	94.6
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる 時間がある母親の割合	3～4か月児	89.5	91.9	90.2
	1歳6か月児	80.9	82.9	82.5
	3歳児	75.9	78.9	82.0
育てにくさを感じている親の割合	3～4か月児	9.8	6.0	7.0
	1歳6か月児	18.4	14.4	11.8
	3歳児	28.6	23.4	21.4
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合		80.1	81.7	90.8

資料：福祉健康課

母子保健事業関連項目		令和4年度実績	
		鹿児島県	南九州市
妊婦歯科健診受診率		-	51.9
妊婦健診時血糖値 100mg/d l 以上者の割合		13.4	16.2
受診・ 参加率	乳児産婦健診	97.2	95.2
	7～8か月育児相談	-	96.3
	1歳6か月児健診	97.2	93.8
	9～11か月児健診	-	87.4
	2歳児歯科健診	-	95.2
	2歳6か月児歯科健診	-	91.4
	3歳児健診	99.6	96.5
	5歳児歯科健診	-	96.0
1歳6か月児 むし歯のない者の割合		99.2	99.4
3歳児 むし歯のない者の割合		90.5	87.4
(母子健康手帳発行時) 妊娠・出産・育児について心配な母親の割合		-	47.0
現在の子育ての中で困っていることがある母親の割合(生後2か月)		-	12.7

資料：福祉健康課

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

■調査の概要

調査の目的	「第3期南九州市子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）」の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や市の施策に対する、保護者の方の意見・要望を把握し、南九州市の新しい子育て支援策を検討するため、調査を実施しました。
調査対象	・南九州市在住の就学前児童がいる家庭の保護者 ・南九州市在住の就学児童がいる家庭の保護者
調査期間	・令和6年3月27日～令和6年4月16日
調査方法	・郵送及びWEB回答

■調査票の回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	回収率 (%)
就学前児童の 保護者向け	700	373	53.3
就学児童の 保護者向け	500	288	57.6

※百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。

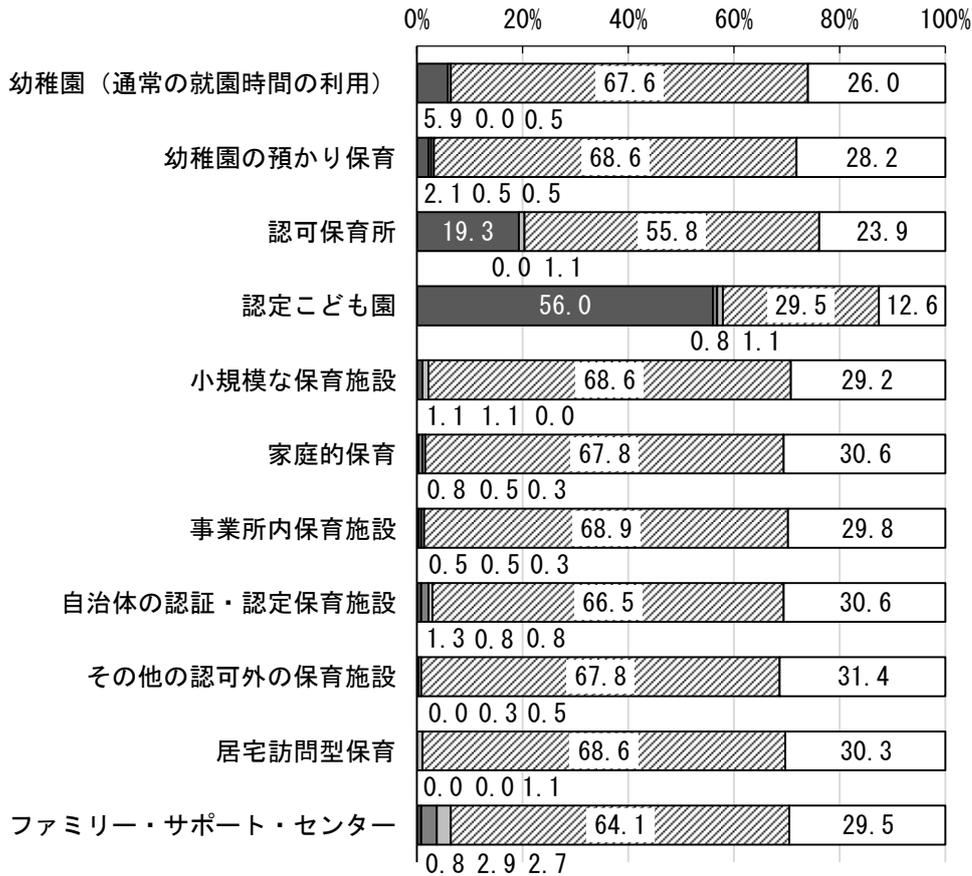
(2) 調査の結果概要 (就学前児童)

①お子さんの「定期的」な教育・保育の利用状況について

○教育・保育施設の利用状況

現在定期的にご利用している事業は、「認定こども園」が56.0%と最も高く、次いで「認可保育所」が19.3%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が5.9%となっています。
 利用していない割合は、「認可保育所」「認定こども園」以外では6割以上となっています。

n=373

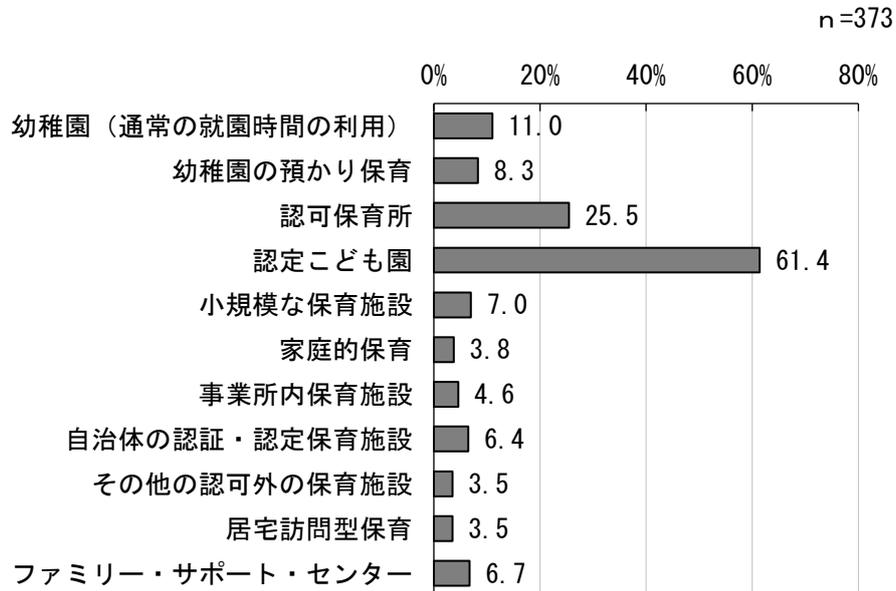


- 定期的にご利用している
- ▨ たまに（不定期に）ご利用している
- 利用したいが利用できていない
- ▩ ご利用していない
- 無回答

○今後、定期的に利用したい教育・保育施設

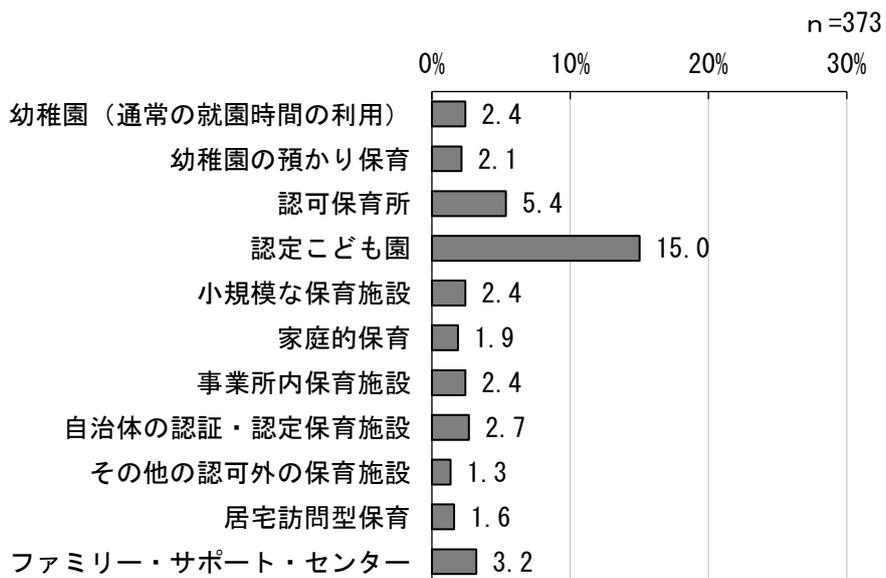
【平日】

今後、平日に定期的に利用したい事業は、「認定こども園」が61.4%と最も高く、次いで認可保育所が25.5%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が11.0%となっています。



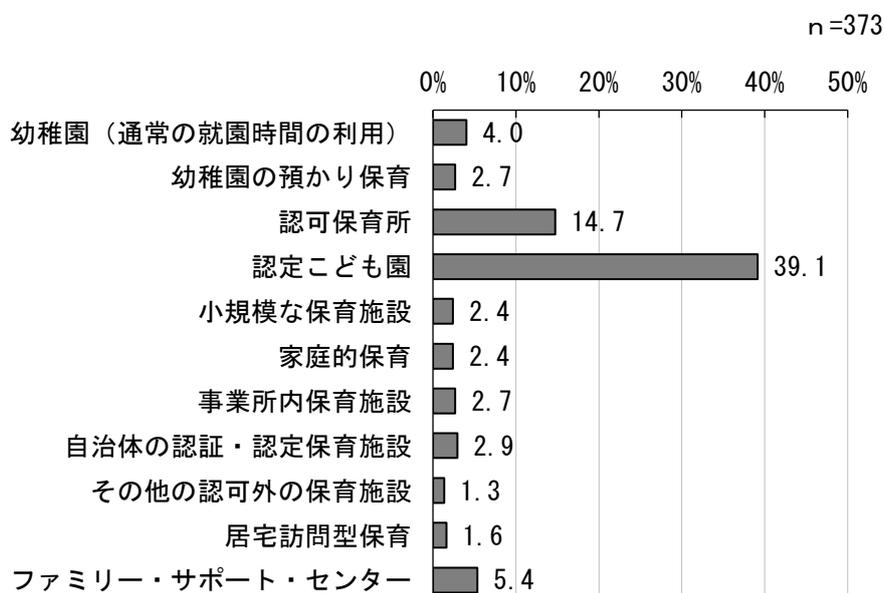
【お子さんの長期休暇期間中】

今後、子どもの長期休暇期間中に定期的に利用したい事業は、「認定こども園」が15.0%と最も高く、次いで「認可保育所」が5.4%、「ファミリー・サポート・センター」が3.2%となっています。



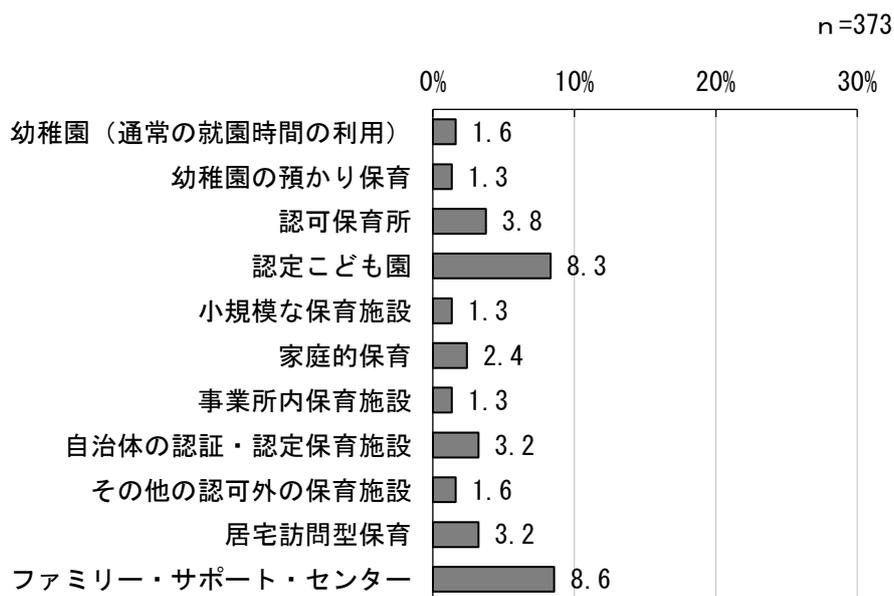
【土曜日】

今後、土曜日に定期的に利用したい事業は、「認定こども園」が39.1%と最も高く、次いで「認可保育所」が14.7%、「ファミリー・サポート・センター」が5.4%となっています。



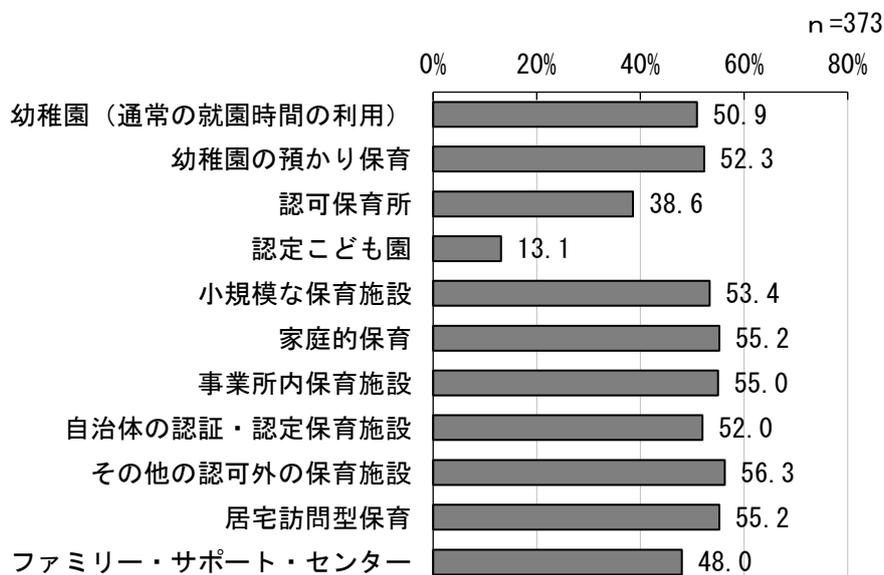
【日曜・祝日】

今後、日曜・祝日に定期的に利用したい事業は、「ファミリー・サポート・センター」が8.6%と最も高く、次いで「認可こども園」が8.3%、「認可保育所」が3.8%となっています。



【利用希望はない】

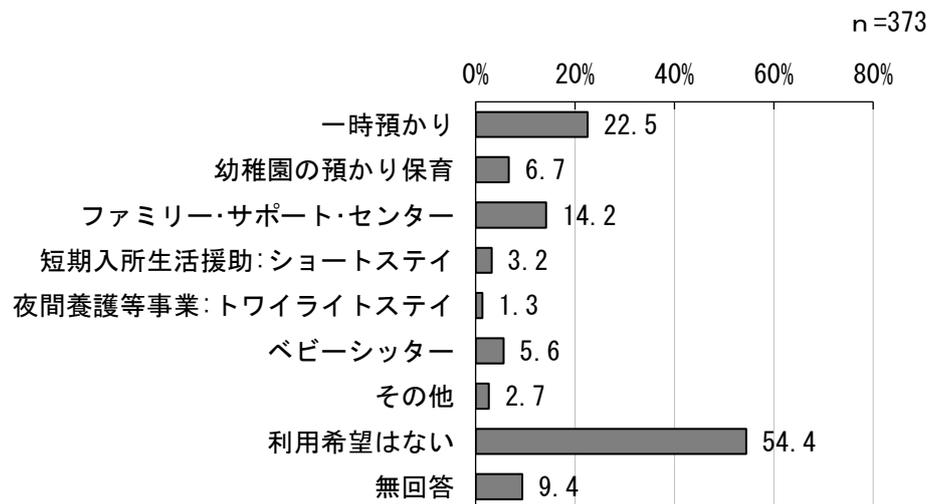
今後、利用を希望しない事業は、「その他の認可外の保育施設」が56.3%と最も高く、次いで「家庭的保育」「居宅訪問型保育」がそれぞれ55.2%、「事業所内保育施設」が55.0%となっています。



② 「不定期」な教育・保育の利用状況について

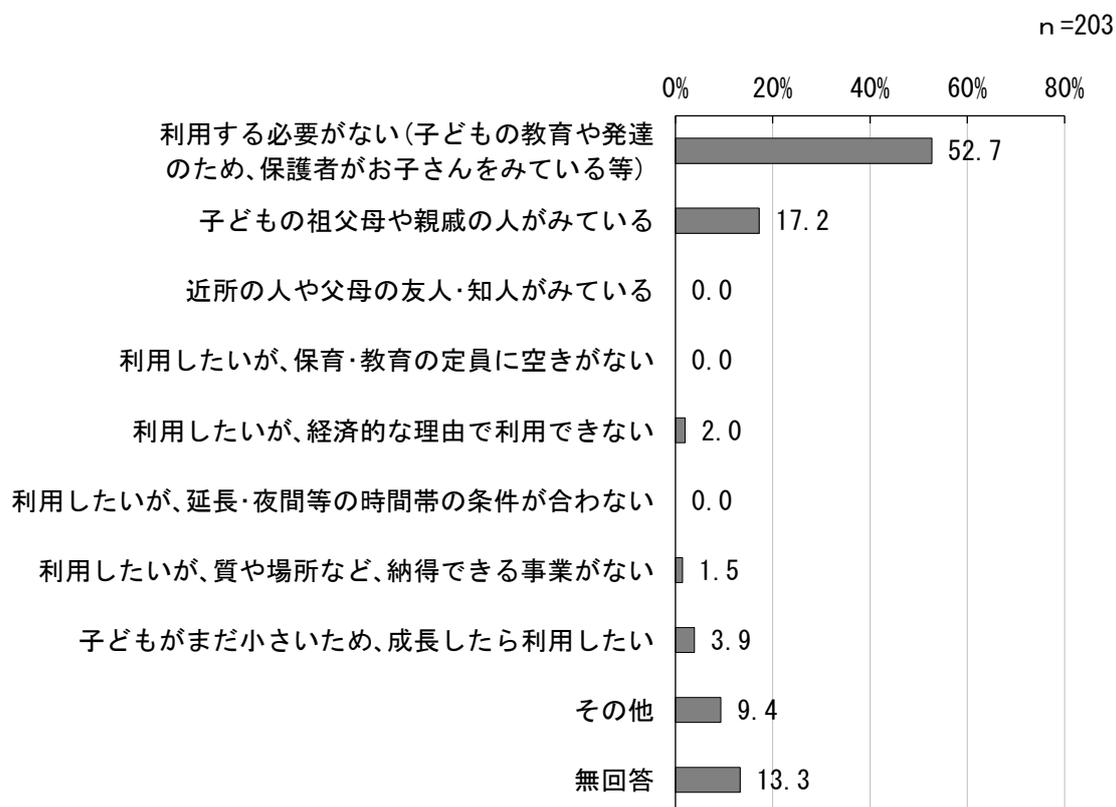
○ 「不定期に」利用したい一時預かり事業

今後、不定期に利用したい一時預かり事業の有無は、「利用希望はない」が54.4%と最も高く、次いで「一時預かり」が22.5%、「ファミリー・サポート・センター」が14.2%、「幼稚園の預かり保育」が6.7%となっています。



○一時預かり事業の利用を希望しない理由

一時預かり事業の利用を希望しない理由は、「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等）」が52.7%と最も高く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が17.2%、「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が3.9%となっています。

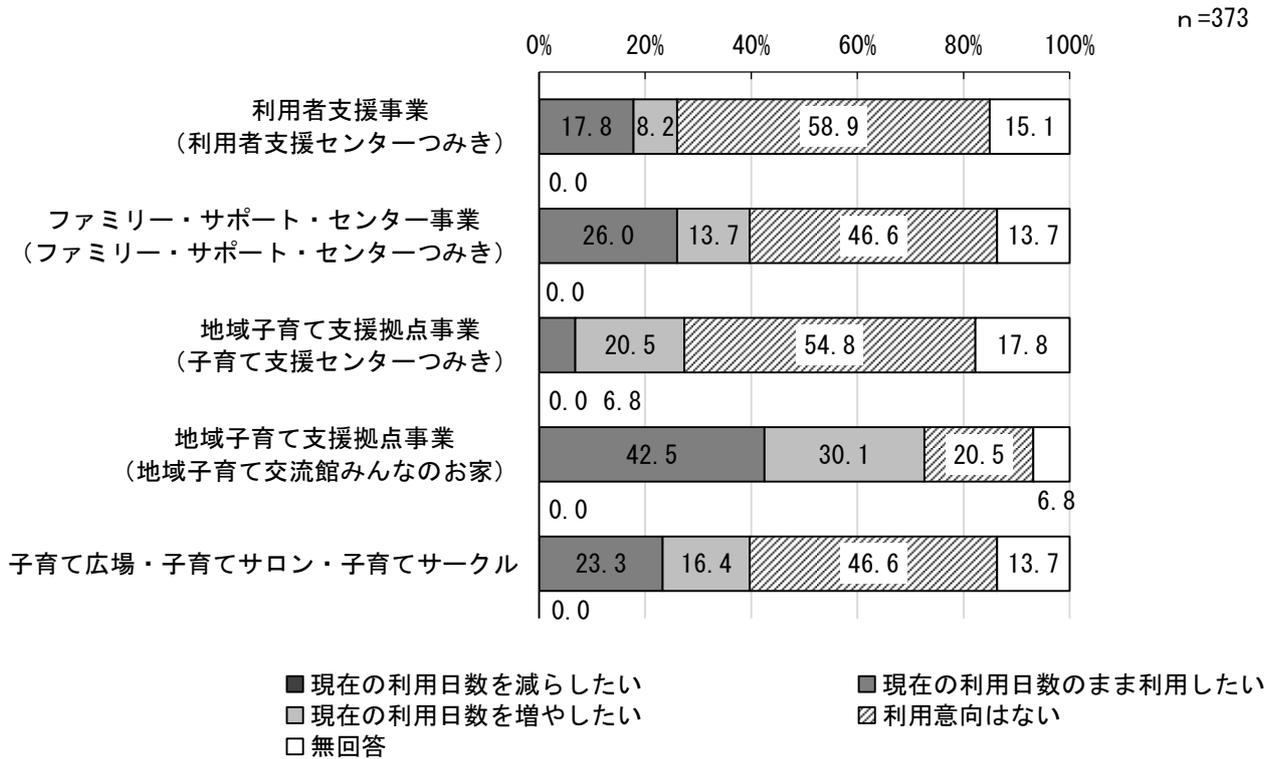


③地域の子育て支援事業の利用状況について

○地域子育て支援事業の利用希望

現在の地域子育て支援策の利用希望について、『現在の利用日数のまま利用したい』割合は、「地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流館みんなのお家）」が42.5%と最も高く、次いで「ファミリー・サポート・センター事業（ファミリー・サポート・センターつみき）」が26.0%となっています。

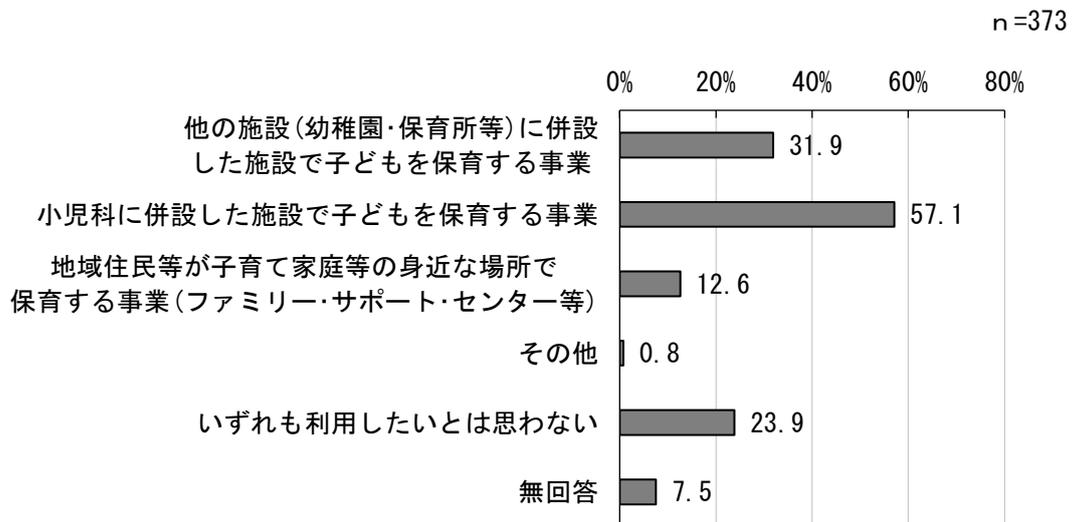
『現在の利用日数を増やしたい』割合は、「地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流館みんなのお家）」が30.1%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターつみき）」が20.5%となっています。



④お子さんの病気の際の対応について

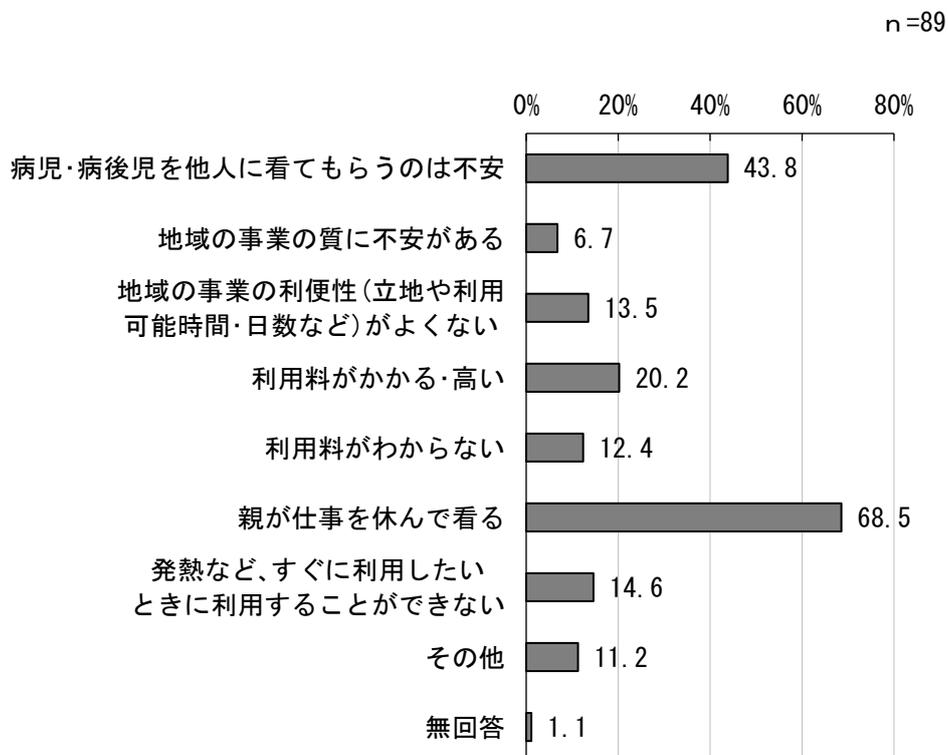
○病児・病後児保育の利用意向

子どもが病気やけがの際、利用したい病児・病後児保育施設の利用意向は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が57.1%と最も高く、次いで「他の施設（幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」が31.9%、「いずれも利用したいとは思わない」が23.9%となっています。



○保育施設を利用したいと思わない理由

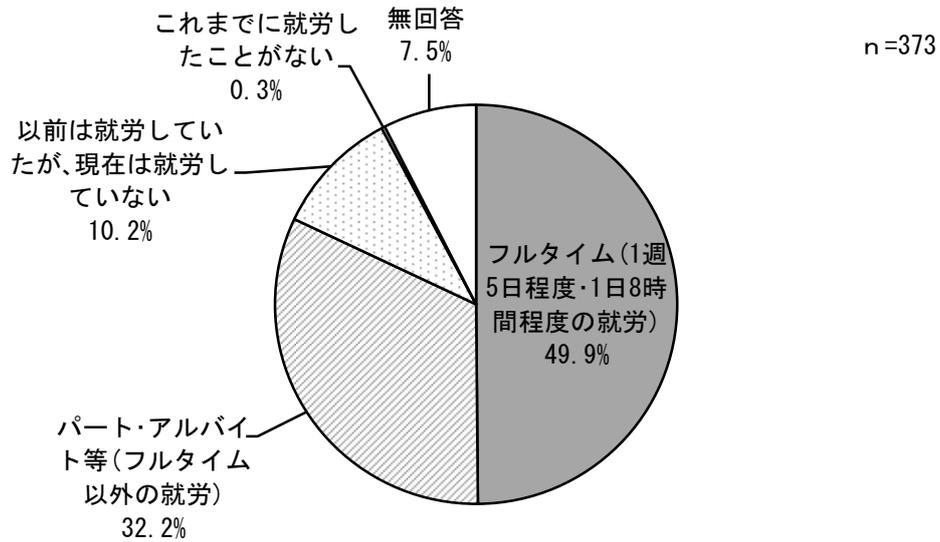
保育施設を利用したいと思わない理由は、「親が仕事を休んで見る」が68.5%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が43.8%、「利用料がかかる・高い」が20.2%となっています。



⑤保護者の就労状況について

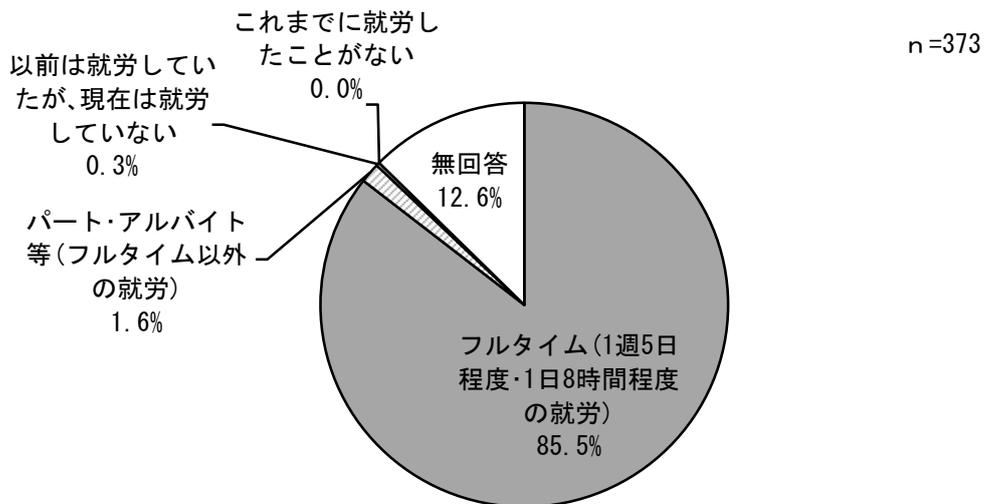
○母親の就労形態

母親の就労形態は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が49.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が32.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10.2%、「これまでに就労したことがない」が0.3%となっています。



○父親の就労形態

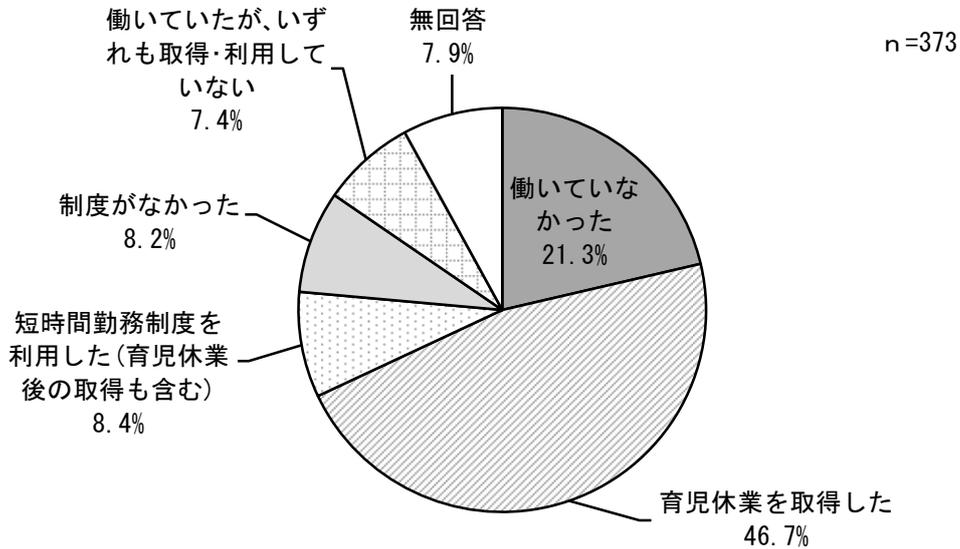
父親の就労形態は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が85.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が1.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が0.3%となっています。



⑥職場の両立支援について

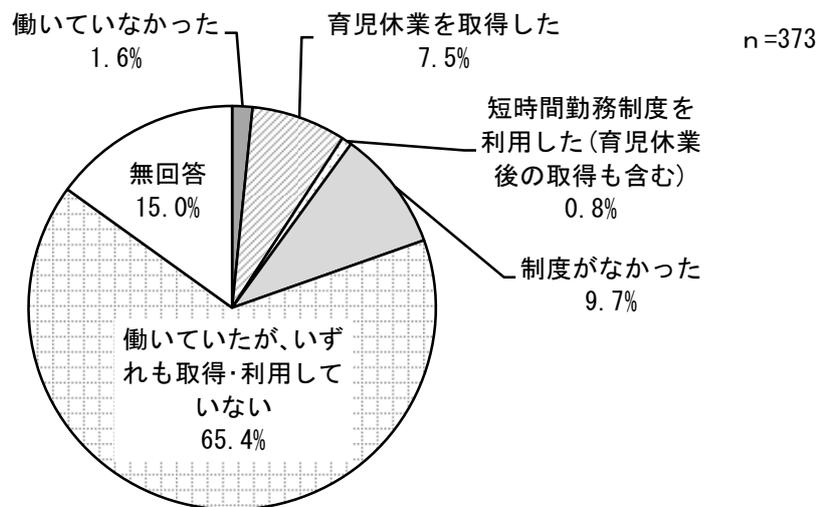
○母親の育児休業制度・短時間勤務制度の取得状況

子どもが生まれたときの育児休業制度・短時間勤務制度の取得状況は、「育児休業を取得した」が46.7%と最も高く、次いで「働いていなかった」が21.3%、「短時間勤務制度を利用した（育児休業後の取得も含む）」が8.4%となっています。



○父親の育児休業制度・短時間勤務制度の取得状況

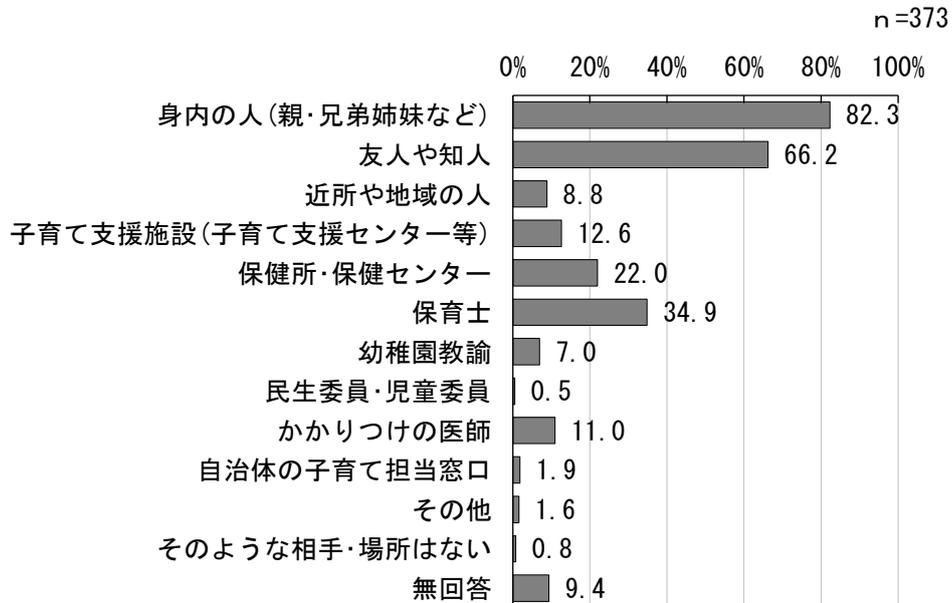
子どもが生まれたときの育児休業制度・短時間勤務制度の取得状況は、「働いていたが、いずれも取得・利用していない」が65.4%と最も高く、次いで「制度がなかった」が9.7%、「育児休業を取得した」が7.5%となっています。



⑦子どもの育ちをめぐる環境について

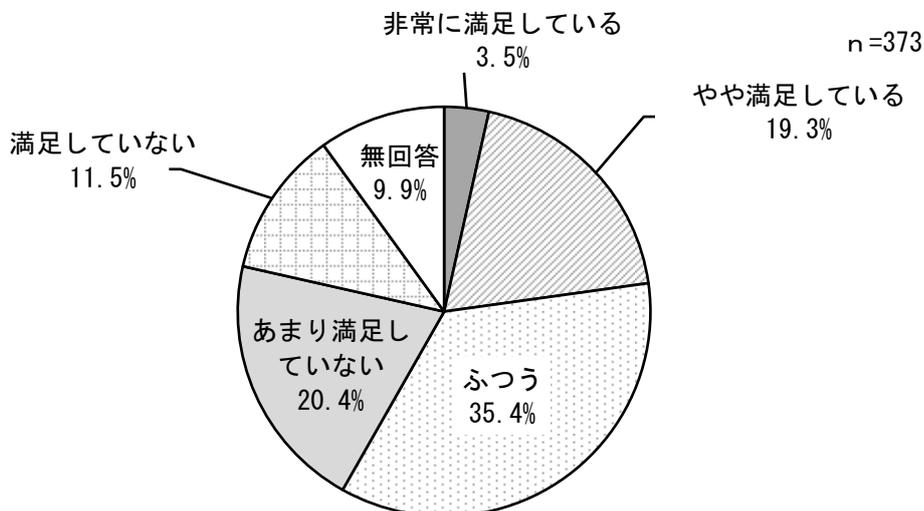
○子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所

子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手や場所は、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が82.3%と最も高く、次いで「友人や知人」が66.2%、「保育士」が34.9%となっています。



○子育て環境や支援の満足度

地域における子育て環境や支援の満足度は、「ふつう」が35.4%と最も高く、次いで「あまり満足していない」が20.4%、「やや満足している」が19.3%、「満足していない」が11.5%、「非常に満足している」が3.5%となっており、「非常に満足している」「やや満足している」を合わせた『満足している』は22.8%、「満足していない」「あまり満足していない」を合わせた『満足していない』は31.9%となっています。

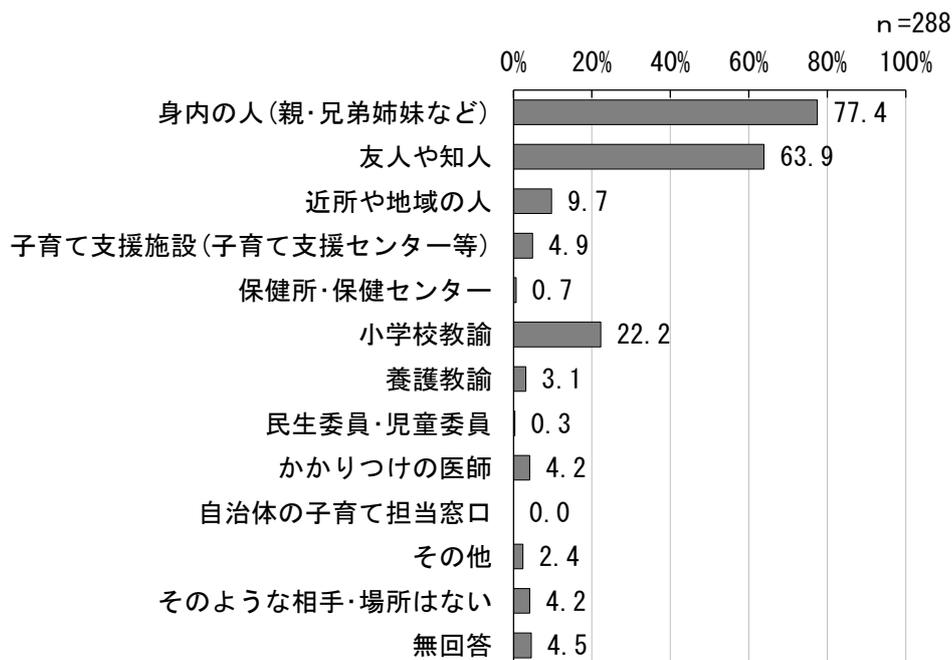


(3) 調査の結果概要（就学児童）

①子どもの育ちを巡る環境について

○子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所

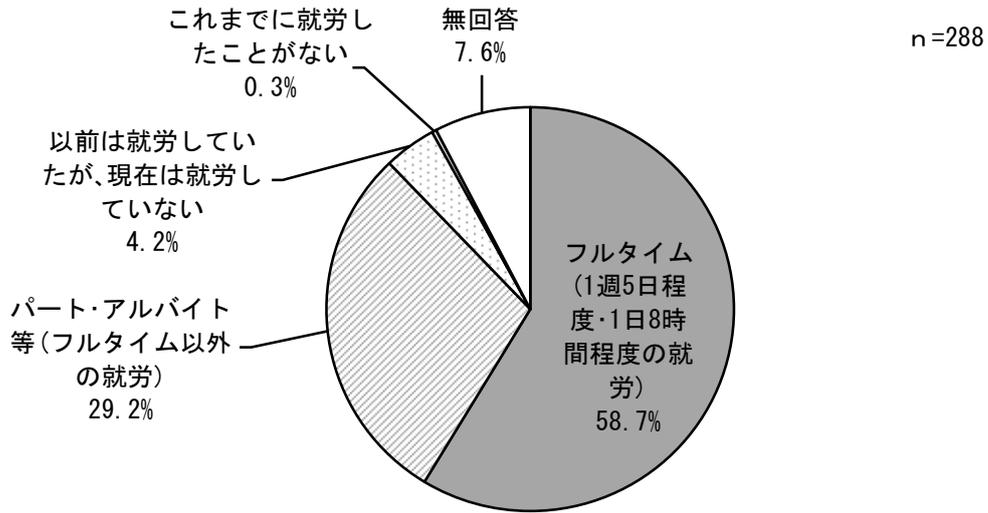
子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手や場所は、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が77.4%と最も高く、次いで「友人や知人」が63.9%、「小学校教諭」が22.2%となっています。



②保護者の就労状況について

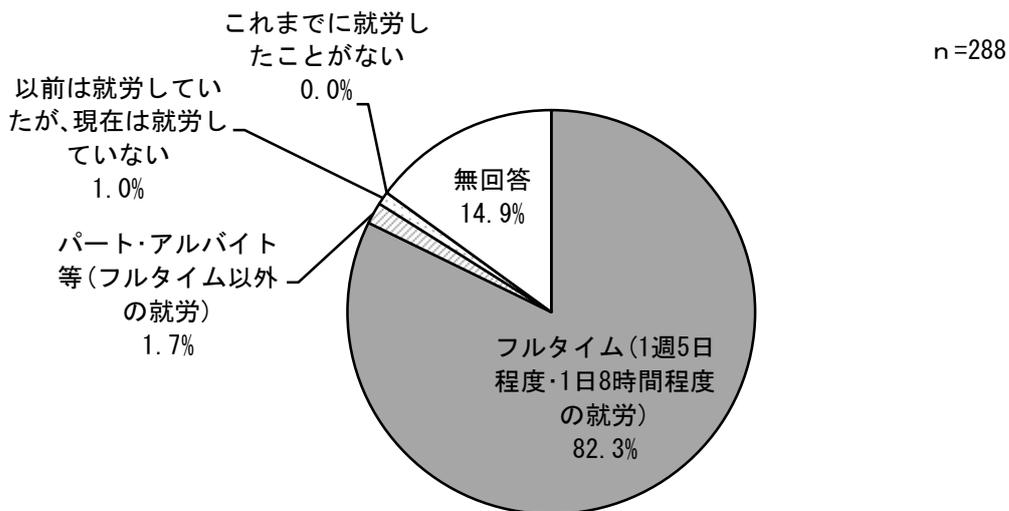
○母親の就労形態

母親の就労形態は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が58.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が29.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が4.2%、「これまでに就労したことがない」が0.3%となっています。



○父親の就労形態

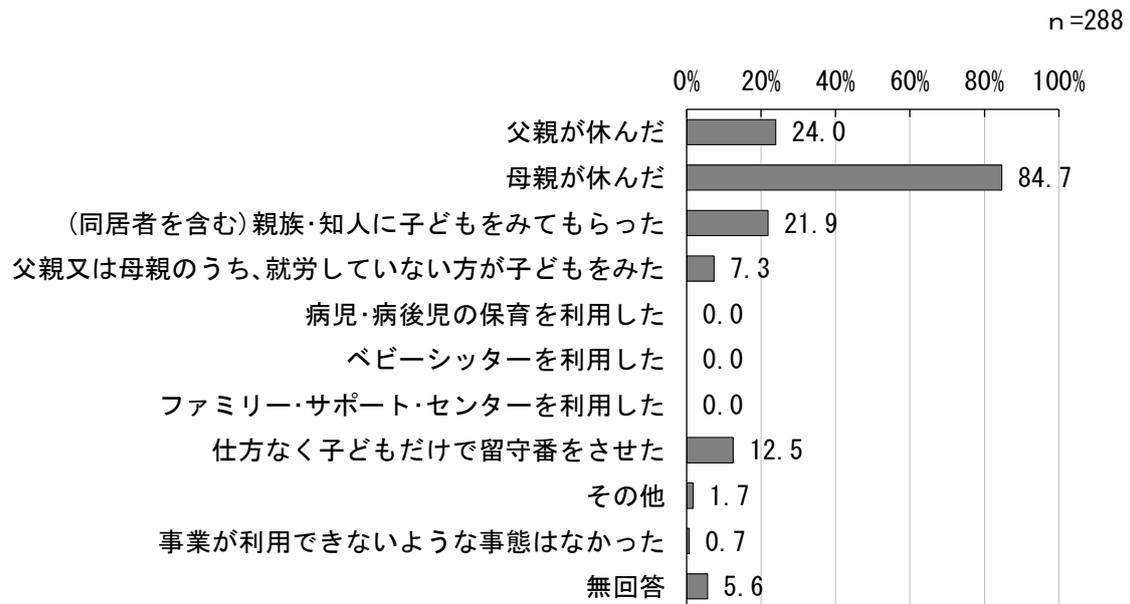
父親の就労形態は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が82.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が1.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が1.0%となっています。



③お子さんの病気やけがの際の対応について

○病気やけがの際行った対処方法

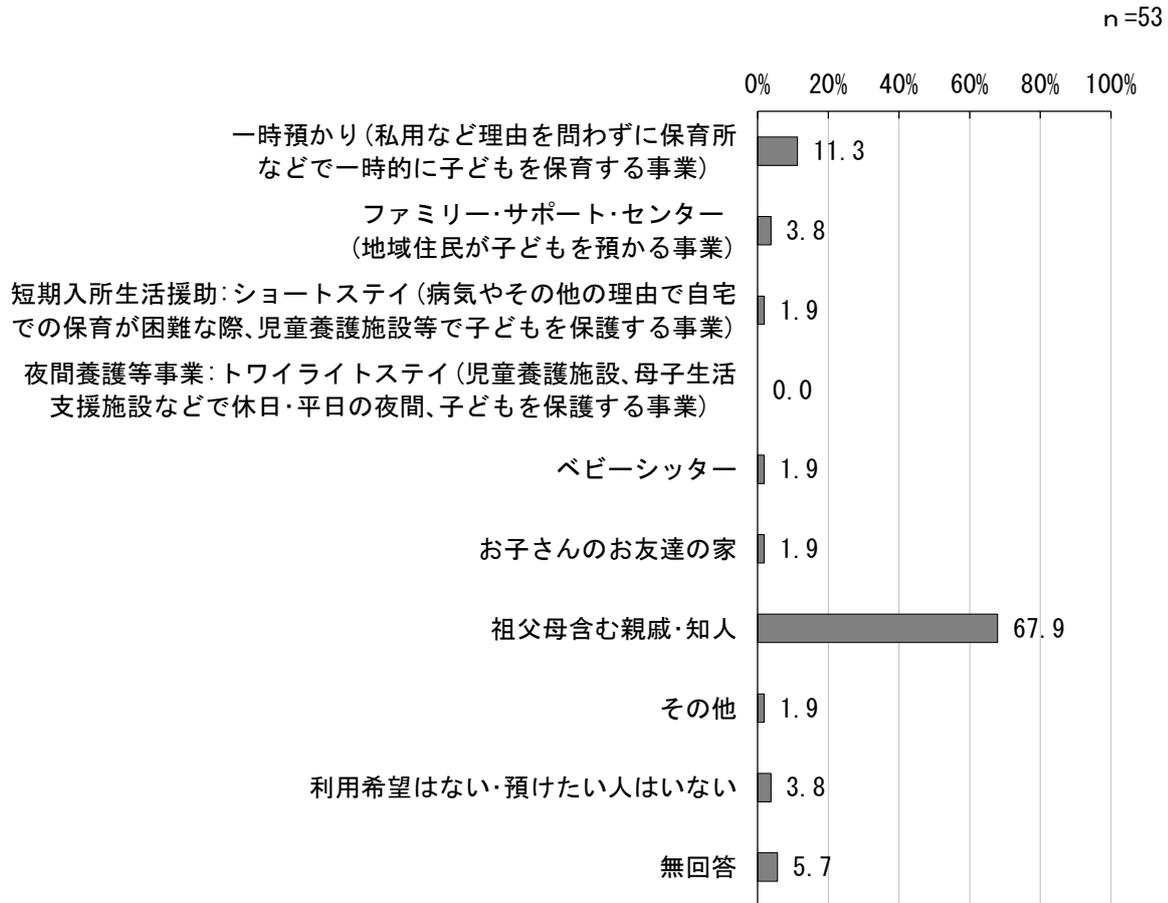
子どもが病気やけがの際、この1年間に行った対処方法は、「母親が休んだ」が84.7%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が24.0%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が21.9%となっています。



④不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

○子どもを預ける際に利用したい預け先

子どもを家族以外に預ける際に利用したい預け先は、「祖父母含む親戚・知人」が67.9%と最も高く、次いで「一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」が11.3%、「ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）」「利用希望はない・預けたい人はいない」がそれぞれ3.8%となっています。



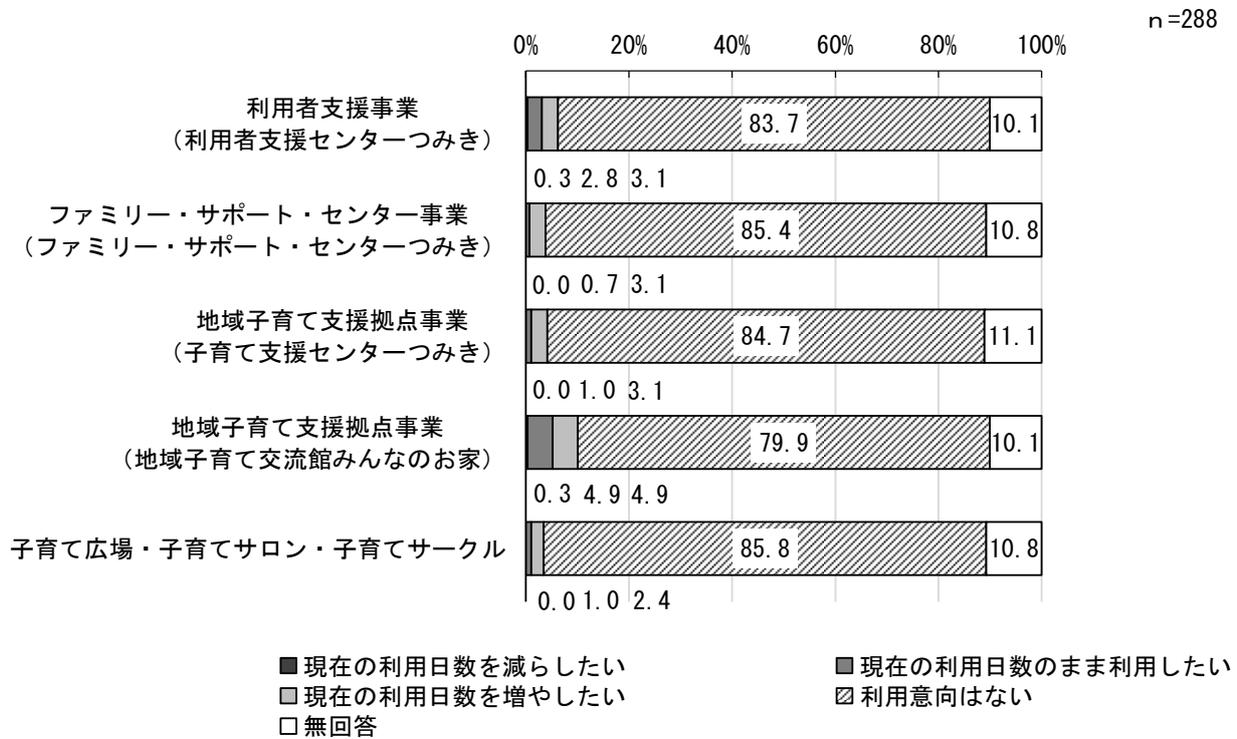
⑤地域の子育て支援事業の利用状況について

○地域子育て支援事業の利用希望

現在の地域子育て支援策の利用希望については、どの事業も『利用意向はない』の割合が最も高くなっています。

『現在の利用日数のまま利用したい』割合は、「地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流館みんなのお家）」が4.9%と最も高く、次いで「利用者支援事業（利用者支援センターつみき）」が2.8%となっています。

『現在の利用日数を増やしたい』割合は、「地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流館みんなのお家）」が4.9%と最も高く、次いで「利用者支援事業（利用者支援センターつみき）」「ファミリー・サポート・センター事業（ファミリー・サポート・センターつみき）」「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターつみき）」がそれぞれ3.1%となっています。

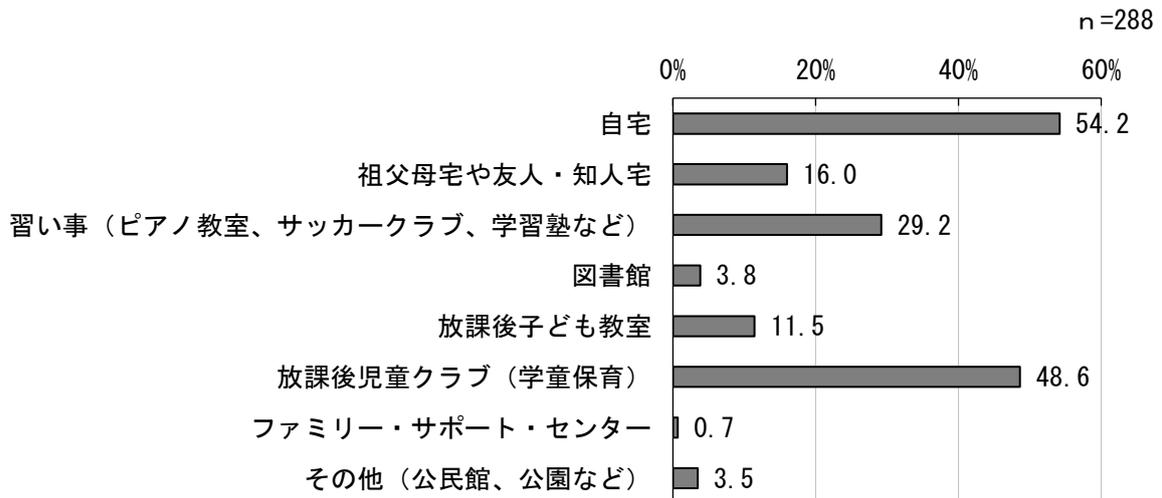


⑥放課後の過ごし方について

○放課後過ごさせたい場所

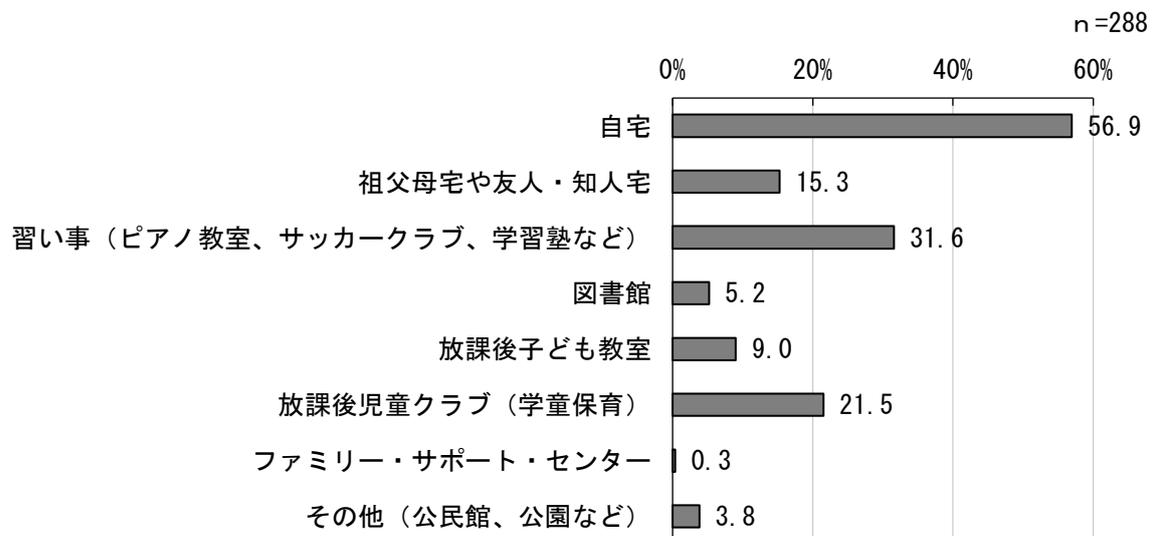
【1～3年生】

放課後過ごさせたい場所は、「自宅」が54.2%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が48.6%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が29.2%となっています。



【4～6年生】

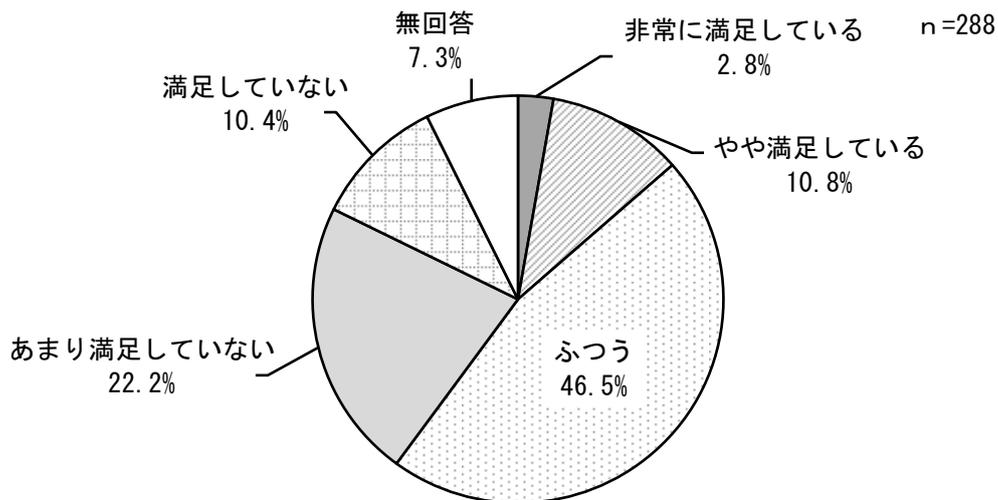
放課後過ごさせたい場所は、「自宅」が56.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が31.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が21.5%となっています。



⑦南九州市の子育て環境や支援の満足度

○子育て環境や支援の満足度

地域における子育て環境や支援の満足度は、「ふつう」が46.5%と最も高く、次いで「あまり満足していない」が22.2%、「やや満足している」が10.8%、「満足していない」が10.4%、「非常に満足している」が2.8%となっており、「非常に満足している」「やや満足している」を合わせた『満足している』は13.6%、「満足していない」「あまり満足していない」を合わせた『満足していない』は32.6%となっています。



3 ニーズ調査結果のまとめ

● 「定期的な」教育・保育事業

「定期的な」教育・保育事業について、「認定こども園」を利用していると答えた就学前児童保護者は56.0%、「認可保育所」を利用していると答えた方は19.3%でした。「認定こども園」については61.4%、「認可保育所」については25.5%の方が平日の利用を希望していますが、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」も11.0%、「幼稚園の預かり保育」は8.3%の方が利用を希望しています。

また、「認定こども園」については子どもの長期休暇期間中については15.0%、土曜日については39.1%の方が利用を希望しており、「認可保育所」についても14.7%の方が土曜日の利用を希望しています。

● 「不定期的な」教育・保育事業

不定期に利用したい一時預かり事業について、54.4%の就学前児童保護者が「利用希望はない」と答えていますが、その一方で「一時預かり」については22.5%の方が、「ファミリー・サポート・センター」についても14.2%の方が今後利用したいと答えています。利用を希望しない理由としては「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等）」が52.7%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」は17.2%となっています。

就学児童保護者で子どもを家族以外に預ける際に利用したい預け先は「祖父母含む親戚・知人」が67.9%と最も高く、次いで「一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」が11.3%となっています。

● 病児とその家族を支える事業

病児・病後児保育等の利用したい事業について、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」と答えた就学前児童保護者は57.1%、「他の施設（幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」と答えた方は31.9%でした。一方で、23.9%の方が「いずれも利用したいとは思わない」と答えています。利用を希望しない理由としては、「親が仕事を休んで見る」が68.5%と最も高くなっており、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」は43.8%となっています。

子どもが病気やけがの際、「母親が休んだ」と答えた就学児童保護者は84.7%、次いで「父親が休んだ」は24.0%となっており、少数ではありますが「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と答えた方も12.5%となっています。

●放課後の過ごし方

放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて、就学児童保護者では、1～3年生時においては「自宅」、「放課後児童クラブ（学童保育）」、4～6年生時においては「自宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が高くなっています。1～3年生時、4～6年生時いずれも「自宅」が高くなっていますが、1～3年生時において「放課後児童クラブ（学童保育）」が48.6%に対し、4～6年生時では21.5%となっています。

●子育てと子育て環境

南九州市の子育て環境や支援事業への満足度は、就学前児童保護者では「ふつう」が35.4%、「やや満足している」が19.3%となっています。一方で、「満足していない」、「あまり満足していない」は合わせて31.9%となっています。就学児童保護者では「ふつう」が46.5%、次いで「あまり満足していない」が22.2%となっており、「満足していない」と合わせた割合は就学前児童保護者と同程度となっています。

子育て支援策の利用希望について就学前児童保護者の「現在の利用日数のまま利用したい」割合は「地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流館みんなのお家）」が42.5%と最も高く、次いで「ファミリー・サポート・センター事業（ファミリー・サポート・センターつみき）」が26.0%となっています。また、「現在の利用日数を増やしたい」割合は、「地域子育て支援拠点事業（地域子育て交流館みんなのお家）」が30.1%、次いで「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターつみき）」が20.5%となっています。就学児童保護者の現在の地域子育て支援策の利用希望については、どの事業も「利用意向はない」の割合が最も高くなっています。

就学児童保護者の子どもや子育てに関する相談先は、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が77.4%、「友人や知人」が63.9%と高くなっているのに対し、「子育て支援施設（子育て支援センター等）」や「自治体の子育て担当窓口」などは非常に低くなっています。

4 若者調査結果の概要

(1) 調査の概要

■調査の概要

調査の目的	「第3期南九州市子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）」の策定を進めるにあたり、南九州市立中学2年生の生活状況などについてのアンケート調査を実施しました。
調査対象	・南九州市立中学2年生
調査期間	・令和6年7月8日～令和6年7月18日
調査方法	・依頼データを学校に送付し、学校でタブレット入力

■調査票の回収結果

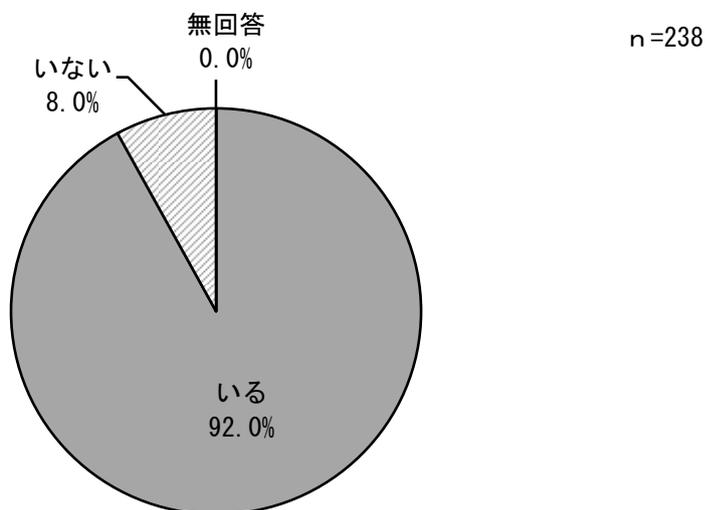
配布数 (票)	回収数 (票)	回収率 (%)
263	238	90.5

※百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。

(2) 調査の結果概要

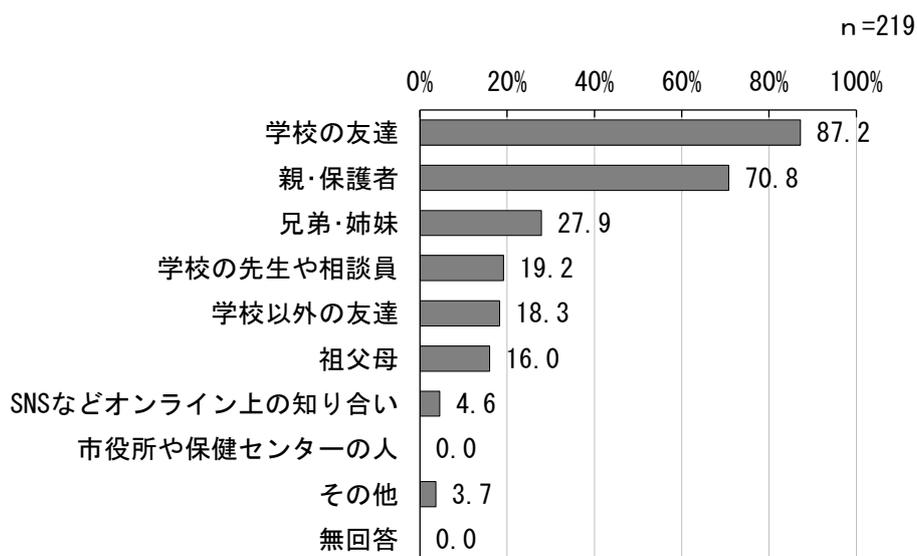
○気軽に相談できる人の有無

気軽に相談できる人の有無は、「いる」が92.0%、「いない」が8.0%となっています。



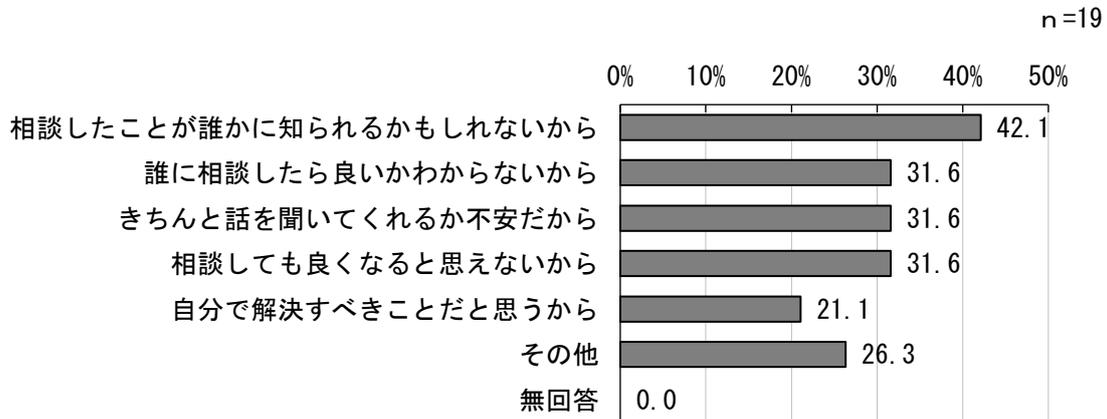
○気軽に相談できる人

気軽に相談できる人は、「学校の友達」が87.2%と最も多く、次いで「親・保護者」が70.8%、「兄弟・姉妹」が27.9%となっています。



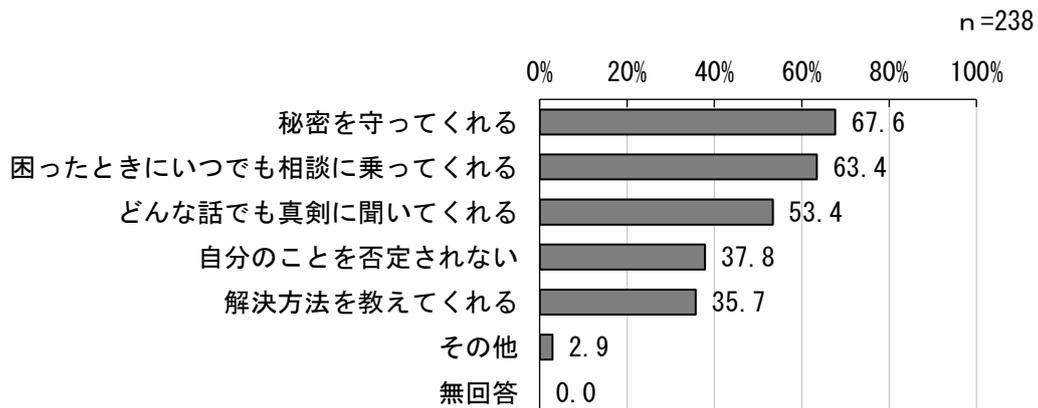
○気軽に相談できる人がいない理由

気軽に相談できる人がいないと思う理由は、「相談したことが誰かに知られるかもしれないから」が42.1%と最も多く、次いで「誰に相談したら良いかわからないから」、「きちんと話を聞いてくれるか不安だから」、「相談しても良くなると思えないから」がそれぞれ31.6%となっています。



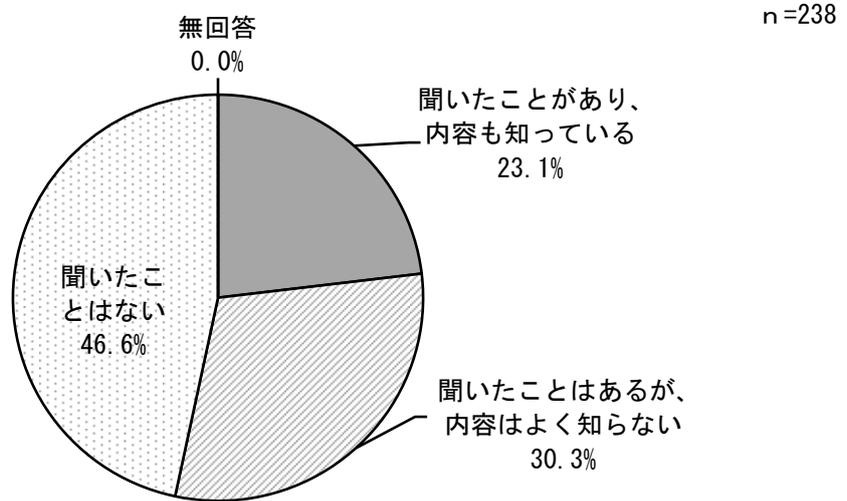
○どのような人に相談したいか

どのような人に相談したいかは、「秘密を守ってくれる」が67.6%と最も多く、次いで「困ったときにいつでも相談に乗ってくれる」が63.4%、「どんな話でも真剣に聞いてくれる」が53.4%となっています。



○ヤングケアラーの認知

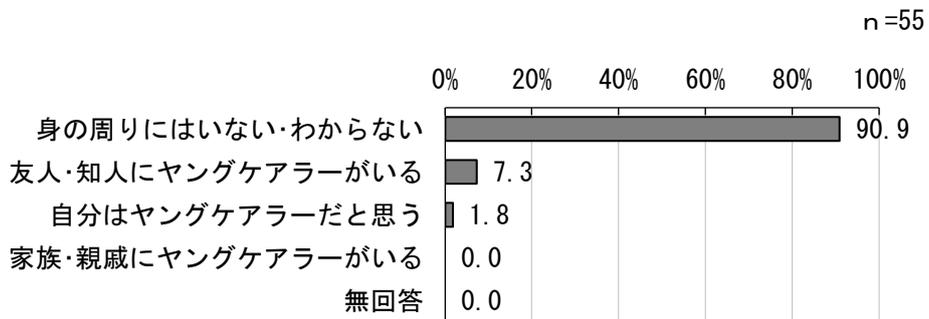
ヤングケアラーの認知は、「聞いたことはない」が46.6%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が30.3%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が23.1%となっています。



○周囲のヤングケアラーだと思う人の有無

※「聞いたことがあり、内容も知っている」と回答した人のみ回答

周囲のヤングケアラーだと思う人の有無は、「身の周りにはいない・わからない」が90.9%と最も多く、次いで「友人・知人にヤングケアラーがいる」が7.3%、「自分はヤングケアラーだと思う」が1.8%となっています。



第3章 基本的な考え方

1 基本理念（次世代育成支援行動計画と共通）

子どもは地域の希望であり、本市の未来を担うかけがえのない存在です。子どもの健やかな成長や発達、そして子育てを支援することは、子どもやその保護者にとって重要であるだけでなく、地域社会全体にとっても大切な課題です。また、父母やその他の保護者が子育てにおいて第一義的な責任を担っている一方で、地域や社会全体が保護者を支え、協力し合うことで、子どもの最善の利益を実現し、誰もが安心して子どもを生み育てることができる社会を目指す必要があります。

これを実現するために、第2期計画が策定され、その基本理念に基づいて様々な事業が進められてきました。本計画においても、これまでの施策や事業の一貫性を大切にしながら、第2期計画の理念を継承し、市全体で一人ひとりの子どもの成長と発達を支える取組のさらなる充実を目指します。

加えて、障害のある子どもたちに対しても、切れ目のないサービスを提供することを本計画に明記し、全ての子どもが平等に支援を受けられる環境を整備します。このように、子どもたちの成長を支えるための取組を市全体で推進し、子どもが安心して健やかに成長できる社会を実現することを基本理念として掲げています。

<基本理念>

みんなで支えあい、豊かな心と笑顔をはぐくむ 南九州市



2 基本的な視点（次世代育成支援行動計画と共通）

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って、子ども・子育て支援施策を推進します。

○ 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。特に子育ては、保護者が協力して行うべきものとの視点に立って取り組みます。

○ 子どもの心身の成長という視点

将来、親となる子どもたちが、健やかに育ち豊かな人間性を形成できるよう、長期的な視点に立った取組を進めます。

○ 地域による支援の視点

全ての住民が連携・協力して、子どもと子育て家庭に対する理解を深め、子どもを生き育てやすい環境の整備を進め、社会全体が支援する視点に立った取組を進めます。

○ 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現に向けて、国及び地方自治体や企業をはじめとする関係者が連携し、地域の実情に応じた展開を図っていきます。

○ 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育て家庭の孤立化等の問題を踏まえ、障害、疾病、虐待、貧困などにより支援の必要な子どもや家族を含め、全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。その実現に向けて、家庭的な養護の推進や、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めます。

4 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域については、人口、地理的条件、現在の教育・保育の利用状況や、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定するものと子ども・子育て支援法第61条第2項に規定されています。

第2期計画では、本市の様々な状況を勘案して検討した結果、「教育・保育提供区域」、「地域子ども・子育て支援事業の提供区域」とともに「市全域」と設定しています。

本計画においても「教育・保育提供区域」、「地域子ども・子育て支援事業の提供区域」の設定は必要となりますが、大規模な都市整備等の大きな状況の変化が計画期間中は想定されないため、第2期計画の設定を踏襲し、「教育・保育提供区域」、「地域子ども・子育て支援事業の提供区域」とともに「市全域」と設定します。

第4章 幼児期の学校教育・保育

（１）提供体制の確保と実施時期

乳幼児期における子どもは、その発達段階に応じた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について必要に応じ確保していく必要があります。そのため、令和6年3月から4月にかけて実施した「南九州市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を基に、子どもや保護者の動向を踏まえ、事業の利用実績や現在の供給体制等を勘案し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業による確保方策及び実施時期を設定します。

（２）認定区分について

保護者の申請を受けた市町村が以下の3つの区分で認定します。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園、認定こども園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、認定こども園に該当
3号認定	0歳、1歳、2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育に該当

※1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

（３）1号認定（3歳以上：1号認定＋2号認定〈教育ニーズ〉）

■量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	122人	121人	116人	108人	106人
うち2号認定 (教育ニーズ)	67人	66人	64人	59人	58人
②確保方策	155人	170人	170人	170人	170人
特定教育・保育施設 (幼稚園)	0人	0人	0人	0人	0人
特定教育・保育施設 (認定こども園)	155人	170人	170人	170人	170人
確認を受けない 幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
③過不足(②-①)	33人	49人	54人	62人	64人

【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、実績を踏まえて利用率23.0%として算出しています。

これにより現在の提供体制を維持していくことで必要量を確保していきます。

(4) 2号認定（3歳以上：保育ニーズ）

■量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	404人	360人	344人	315人	310人
②確保方策	503人	463人	447人	442人	442人
特定教育・保育施設 (保育所)	169人	112人	112人	112人	112人
特定教育・保育施設 (認定こども園)	334人	351人	335人	330人	330人
③過不足(②-①)	99人	103人	103人	127人	132人

【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、実績を踏まえて利用率76.0%として算出しています。

これにより現在の提供体制を維持していくことで必要量を確保していきます。

(5) 3号認定（0歳）

■量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	85人	83人	79人	75人	72人
②確保方策	72人	69人	69人	69人	69人
特定教育・保育施設 (保育所)	25人	18人	18人	18人	18人
特定教育・保育施設 (認定こども園)	47人	51人	51人	51人	51人
その他	0人	0人	0人	0人	0人
③過不足(②-①)	▲13人	▲14人	▲10人	▲6人	▲3人

【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、実績を踏まえて利用率61.0%として算出しています。

これにより現在の提供体制を維持していくことで、必要量を確保していきます。

不足する年度においては、弾力的な運用などによって現状の体制で対応可能であると考えられます。

(6) 3号認定（1歳）**■量の見込みと確保方策**

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	123人	117人	114人	109人	103人
②確保方策	125人	119人	114人	113人	113人
特定教育・保育施設 (保育所)	39人	26人	26人	26人	26人
特定教育・保育施設 (認定こども園)	86人	93人	88人	87人	87人
その他	0人	0人	0人	0人	0人
③過不足(②-①)	2人	2人	0人	4人	10人

【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、実績を踏まえて利用率82.0%として算出しています。

これにより現在の提供体制を維持していくことで必要量を確保していきます。

(7) 3号認定（2歳）**■量の見込みと確保方策**

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	117人	121人	115人	112人	107人
②確保方策	160人	154人	150人	146人	146人
特定教育・保育施設 (保育所)	47人	34人	34人	34人	34人
特定教育・保育施設 (認定こども園)	113人	120人	116人	112人	112人
その他	0人	0人	0人	0人	0人
③過不足(②-①)	43人	33人	35人	34人	39人

【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、実績を踏まえて利用率81.0%として算出しています。

これにより現在の提供体制を維持していくことで必要量を確保していきます。

(8) 利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定+2号認定	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
3号認定（0歳）	61.0%	61.0%	61.0%	61.0%	61.0%
3号認定（1歳）	82.0%	82.0%	82.0%	82.0%	82.0%
3号認定（2歳）	81.0%	81.0%	81.0%	81.0%	81.0%

（9）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

認定こども園は、保護者が働いている、働いていないに関わらず柔軟に子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能を持つ施設です。

本市では、これまでも幼稚園・保育園が認定こども園へと移行しており、移行にあたっては、鹿児島県との調整や必要な情報提供等の支援を行っています。

今後も、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に添って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう現状把握に努め、本市の実情も踏まえつつ、移行に向けた支援を行っていきます。

また、それまで保育所等といった生活空間で過ごしてきた子どもたちは、小学校への入学によって様々な違いや不安、戸惑いを感じます。こうしたことに配慮し、本市では、保育所等の保育環境から、小学校の学習環境への円滑な接続を図るため、保育所等と小学校間の連携強化に努めます。

乳児等通園支援事業者についても、62ページから63ページに記載しているとおり、教育・保育施設等との連携を推進していきます。

（10）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料等を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減に加え、保護者の利便性の向上及び施設の事務負担軽減等を勘案しつつ、事務を適切に実施します。

（11）保育人材確保と教育・保育の質の向上の取組

保育士等の人材不足は全国的な流れであり、保育士等の確保については国をはじめ、各市町村において様々な確保策が行われており、本市においても、就業継続の支援や潜在保育士の掘り起こし、将来の保育を担う次世代の育成といった保育人材確保の取組を進めています。

これまで、本市独自の取組として、令和4年度から保育士等就職支援事業を実施し、本市内の保育所等で新たに働く保育士等の就職支援を行うほか、就職マッチングイベントの開催や子育て人材バンクの活用、本市内の高校を対象とした広報活動等を実施し、あわせて、保育士等のキャリアアップや就業継続の支援、保育所等のICT化支援など、保育士等の負担軽減策を実施することで働きやすい環境整備に努めてきました。また、保育所等での障害児の受入れにあたり教育・保育の充実を図るため、障害児保育事業を実施しており、さらに、医療的ケア児及びその家族が安心して保育所等を利用できるよう、保育所等における医療的ケア児受入れに係るガイドラインの策定に向けて作業を進めています。

今後は、保育士養成施設への働きかけを行うなど、保育人材確保の取組を強化し、より多くの方に保育士等を職業として選択してもらえるよう積極的に取組を進めるとともに、保育所等において安定した教育・保育を提供できるよう、国及び県の事業を活用しつつ、これまでの取組の充実を図っていきます。また、これまで同様、保育士等の研修について随時情報提供を行い、質の高い教育・保育を提供できるよう資質向上に努めます。

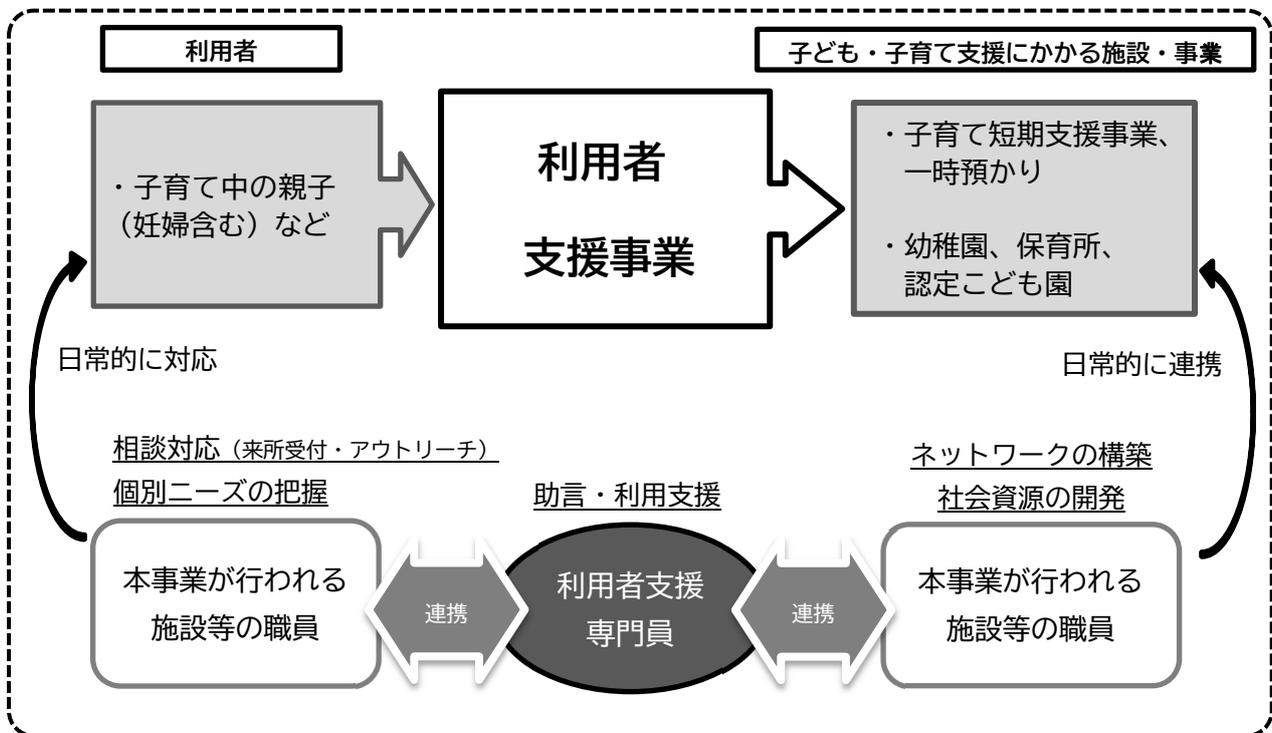
第5章 地域子ども・子育て支援事業

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

今後、子育て世代包括支援センター（母子保健）と、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を目指します。

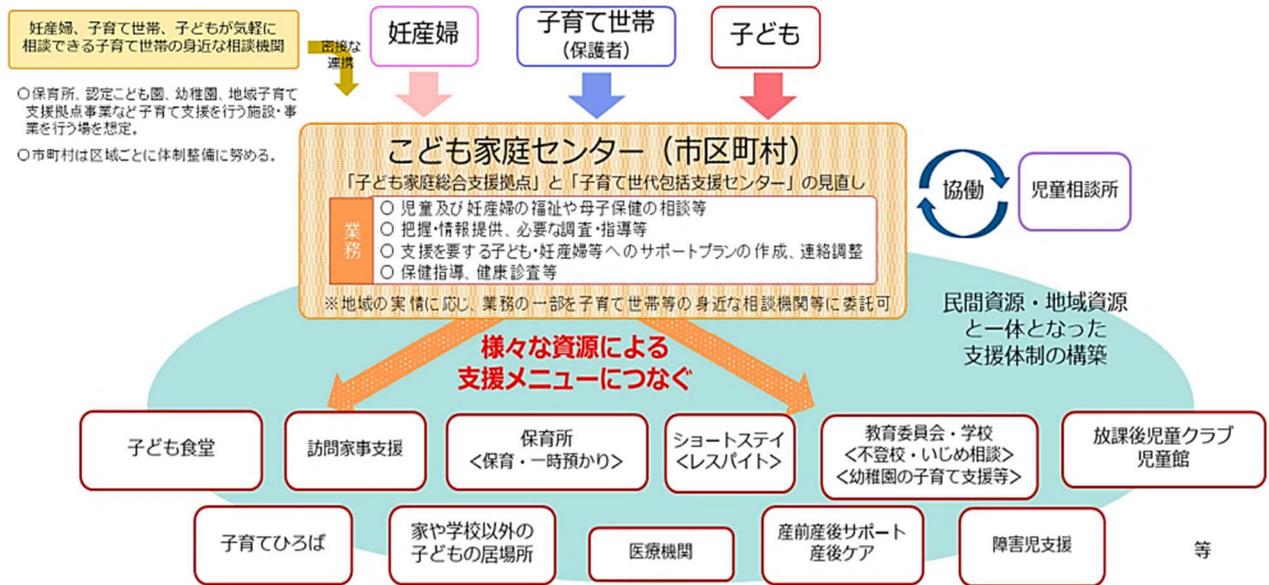
【利用者支援事業（基本型・特定型）のイメージ図】



(出典：平成27年1月国説明会資料)

【利用者支援事業（こども家庭センター型）のイメージ図】

- ・ 子育て家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの「連携」からより一歩前へ。
- ・ こども家庭センターとして、地域の関係主体とつながりながら、**サポートプランの作成や 勸奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメント。**



(出典：令和5年8月3日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課)

■量の見込みと確保方策

【単位：実施か所数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足(②-①)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【量の見込みと確保方策の考え方】

現在本市では、基本型及びこども家庭センター型を開設しています。

量の見込みは、今後、こども家庭センターに移行する予定として目標量を設定しています。

確保方策についても同様に、利用者支援（情報収集・提供、相談、利用者支援・援助）を中心とした窓口を市内に2か所設置します。

(2) 延長保育事業（時間外保育・休日保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

【延長保育事業の対象となる時間帯イメージ図】

・各保育所等が設定した保育時間以外の時間帯は、延長保育時間となります。

■保育標準時間

月曜日		利用可能な時間（最大11時間）			延長保育		
火曜日		通常の	原則的な保育時間（8時間）			通常の	
水曜日		延長保育	保育時間			保育時間	延長保育
木曜日							
金曜日							
土曜日							
日曜日							

■保育短時間

月曜日		利用可能な時間（8時間）			延長保育	
火曜日		延長保育	原則的な保育時間（8時間）			延長保育
水曜日		延長保育				延長保育
木曜日		延長保育				延長保育
金曜日		延長保育				延長保育
土曜日		延長保育				延長保育
日曜日		延長保育				延長保育

■量の見込みと確保方策

[対象年齢] 0～5歳

【単位：実利用者数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	435人	415人	391人	365人	345人
②確保方策	435人	415人	391人	365人	345人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策の考え方】

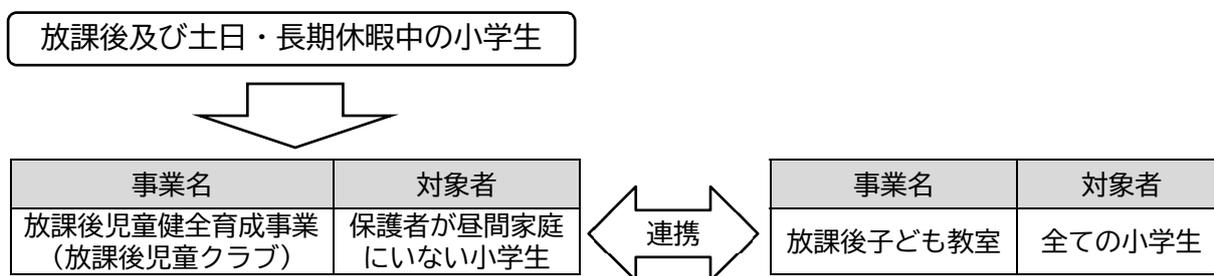
量の見込みは、ニーズ調査結果と実績を勘案し、利用率の平均値により算出しています。

確保方策は、全ての保育所等で延長保育を実施していることから、現在の提供体制を維持していくことで必要量を確保していきます。

（3）放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【放課後児童対策の概要】



■量の見込みと確保方策

【対象年齢】 就学児（6～11歳）

【市内全域】

【単位：在籍児童数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	613人	585人	551人	515人	486人
低学年	575人	549人	517人	483人	456人
高学年	38人	36人	34人	32人	30人
②確保方策	613人	585人	551人	515人	486人
過不足（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、実績が増加傾向であることや就業率を踏まえ、ニーズ調査結果を勘案して算出しています。

確保方策は、現在開設している施設を維持していくことで、必要量を確保しつつ、放課後子ども教室との一体的又は連携による実施を図っていきます。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

【子育て短期支援事業の事業形態】

	短期入所生活援助 (ショートステイ) 事業	夜間養護等 (トワイライトステイ) 事業
対象者	次の事由に該当する家庭の児童又は母子等 <ul style="list-style-type: none"> ●児童の保護者の疾病 ●育児疲れ、慢性疾患児の育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由 ●出産、看護、事故、災害、失踪など家庭療育上の事由 ●冠婚葬祭、転勤、出張や学校行事への参加など社会的な事由 ●経済的問題により緊急一時的に母子保護を必要とする場合 	保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童
利用期間	市町村が必要と認める期間(宿泊可)	平日夜間又は休日 (特別な事情があれば、宿泊可)

■量の見込みと確保方策

【単位：延利用者数(年間)】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	23人	22人	21人	19人	18人
②確保方策	23人	22人	21人	19人	18人
契約施設	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策の考え方】

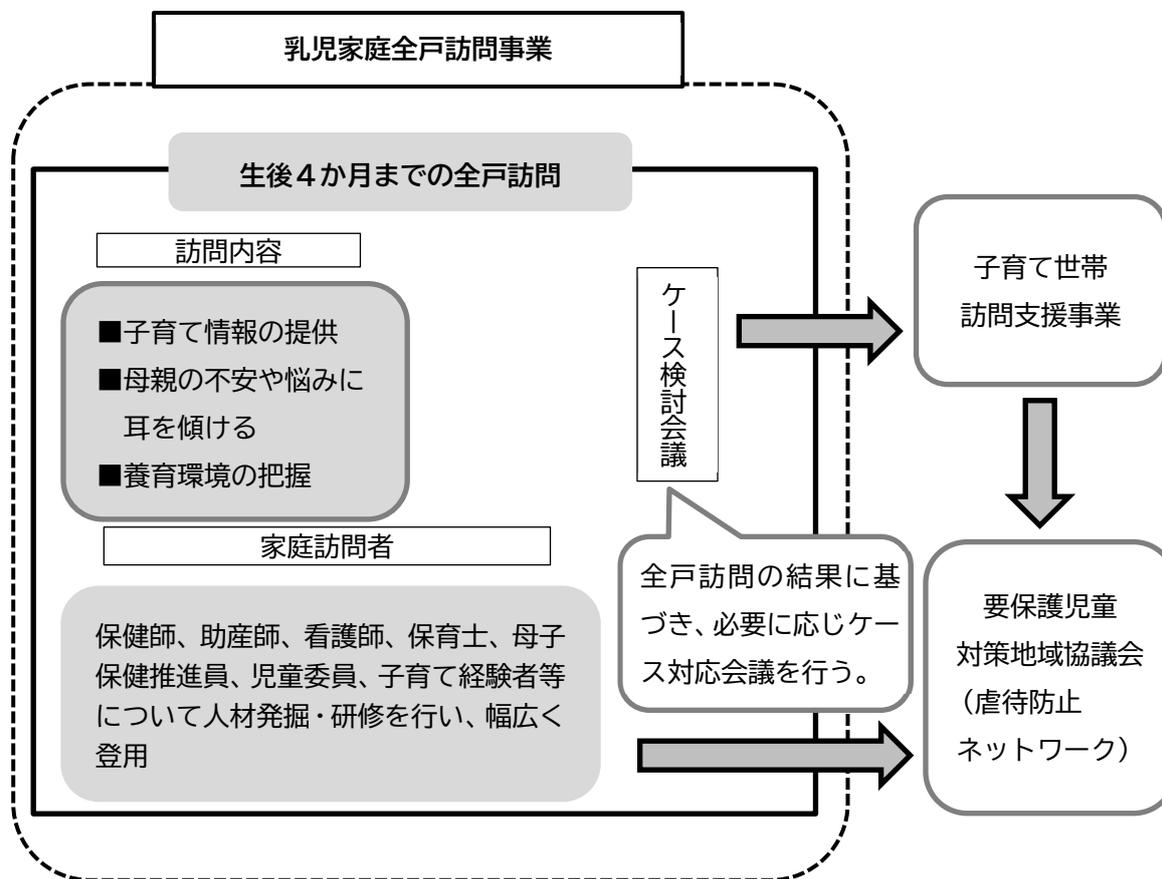
量の見込みは、ニーズ調査結果と実績を勘案して算出しています。

確保方策は、短期入所生活援助事業については、現在提携している4施設、夜間養護等の事業については、2施設で提供体制を維持していくことで必要量を確保していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【乳児家庭全戸訪問事業のイメージ図】



■量の見込みと確保方策

【単位：訪問乳児数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	145人	138人	130人	122人	115人
②確保方策	145人	138人	130人	122人	115人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

※乳児（4か月まで）のため0歳児の推計値を量の見込みとしています。

【量の見込みと確保方策の考え方】

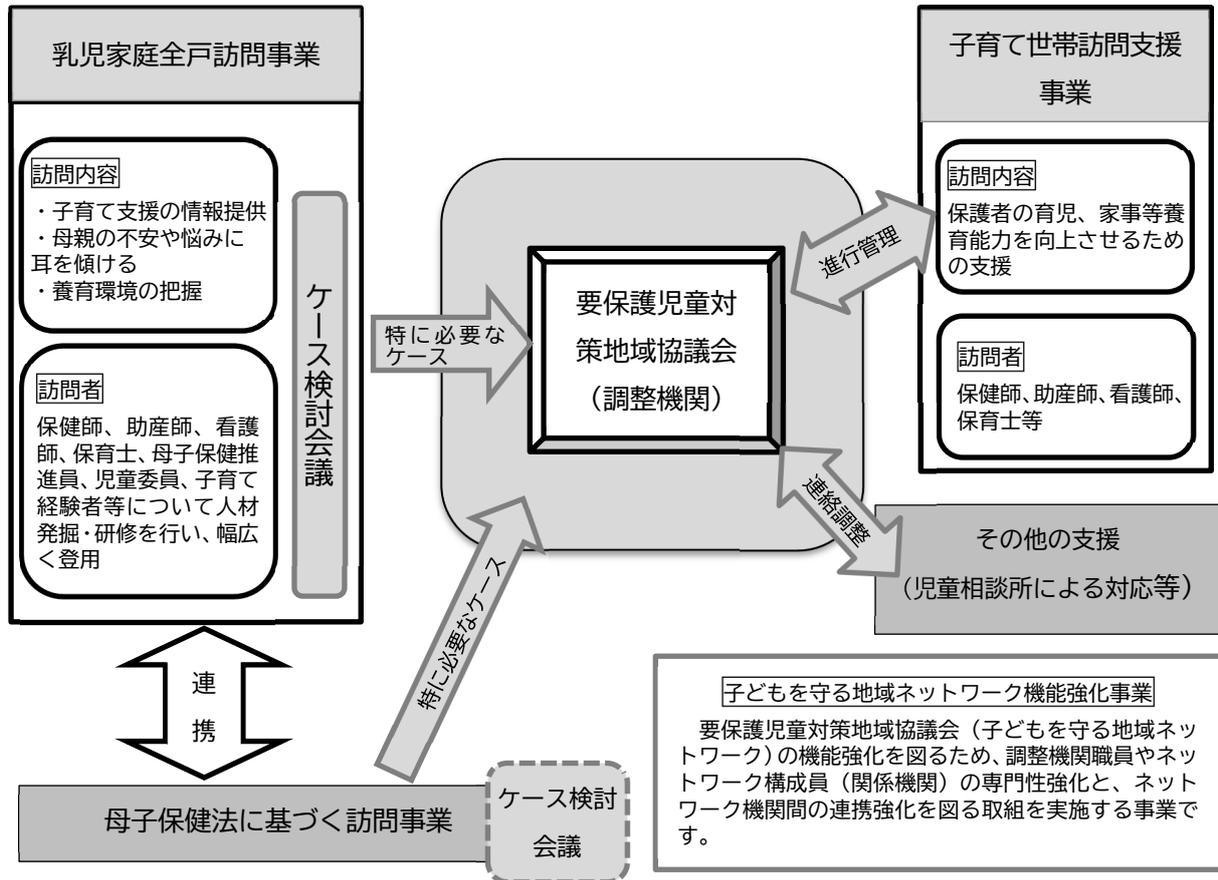
量の見込みは、0歳児の推計人口としています。

確保方策は、保健師や、母子保健推進員等により、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、全戸訪問を実施していきます。

【6】子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

【児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携のイメージ図】



(出典：平成 27 年 1 月国説明会資料)

■量の見込みと確保方策

【単位：延世帯数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	10 世帯	10 世帯	10 世帯	10 世帯	10 世帯
② 確保方策	10 世帯	10 世帯	10 世帯	10 世帯	10 世帯
過不足 (②-①)	0 世帯	0 世帯	0 世帯	0 世帯	0 世帯

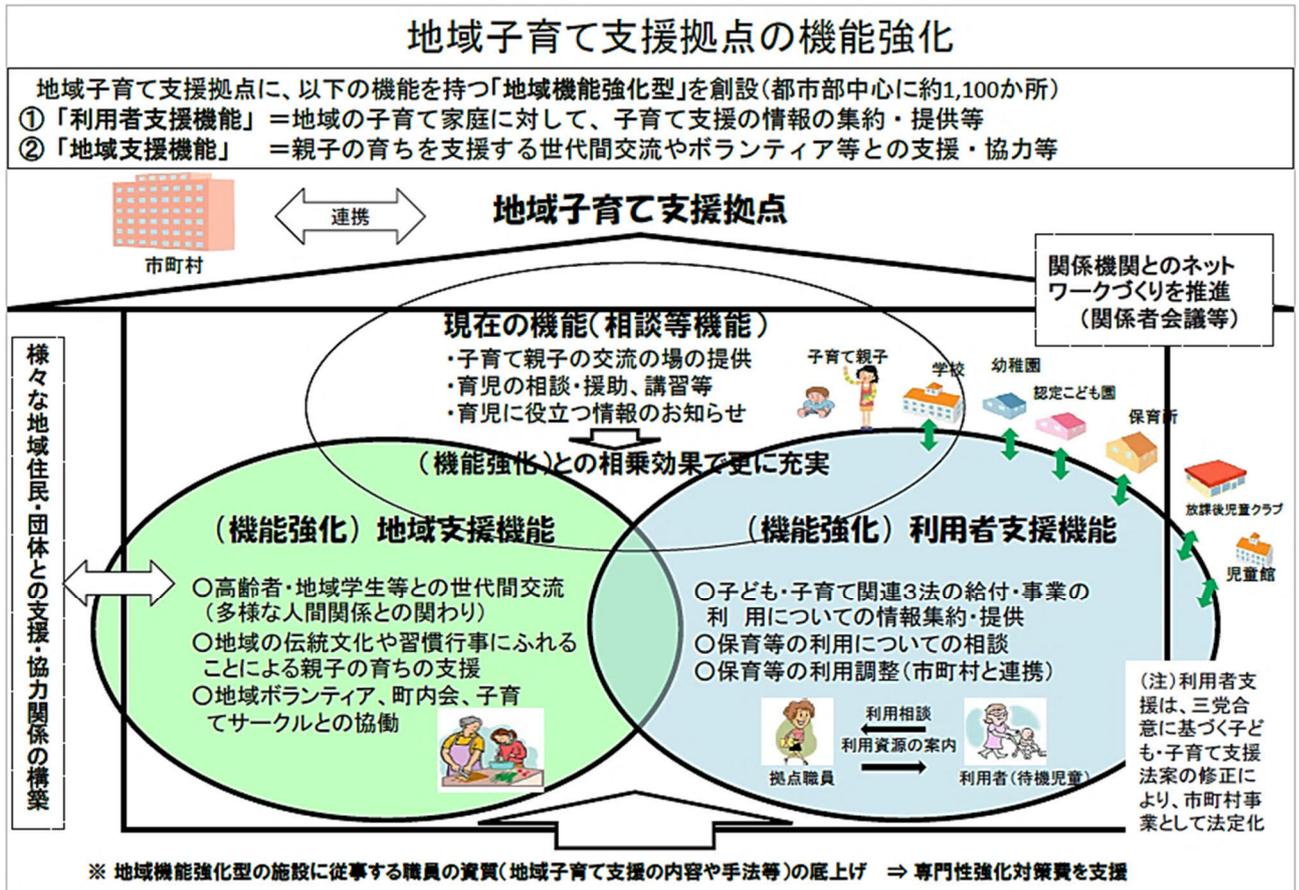
【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、事業要件に該当しないが見守りが必要な家庭を参考に見込量としています。事案が発生次第、取り組む事業となるため、乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、様々な情報を通じて、本事業による支援を必要としている家庭を早期に把握する必要があります。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て広場事業）

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

【地域子育て支援拠点事業のイメージ図】



(出典：厚生労働省HP)

■量の見込みと確保方策

【単位：延利用者数(年間)】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5,980人	5,706人	5,380人	5,023人	4,739人
②確保方策	5,980人	5,706人	5,380人	5,023人	4,739人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

※子育て広場も合算した量の見込みとしています。

【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、ニーズ調査結果と実績を勘案して算出しています。

確保方策は引き続き、地域子育て支援センターと子育て広場により取り組み、現在の提供体制を維持していくことで必要量を確保していきます。

(8) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。

■量の見込みと確保方策

ア 一時預かり事業（幼稚園型の預かり保育）

【単位：延利用者数（年間）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	21,600人	20,610人	19,431人	18,144人	17,118人
②確保方策	21,600人	20,610人	19,431人	18,144人	17,118人
過不足（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

イ 一時預かり事業（幼稚園型の預かり保育以外）

【単位：延利用者数（年間）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,090人	1,040人	981人	916人	864人
②確保方策	1,090人	1,040人	981人	916人	864人
過不足（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、ニーズ調査結果と実績を勘案して算出しています。今後の人口減少を踏まえ、現状の体制で対応できているため、今後も体制の維持に努めます。

(9) 病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。令和6年度から1施設で病児保育事業を実施しており、働く保護者が家庭において子どもを看護できない場合の受け皿となっています。

■量の見込みと確保方策

【単位：延利用者数（年間）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	542人	516人	490人	458人	438人
② 確保方策	542人	516人	490人	458人	438人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策の考え方】

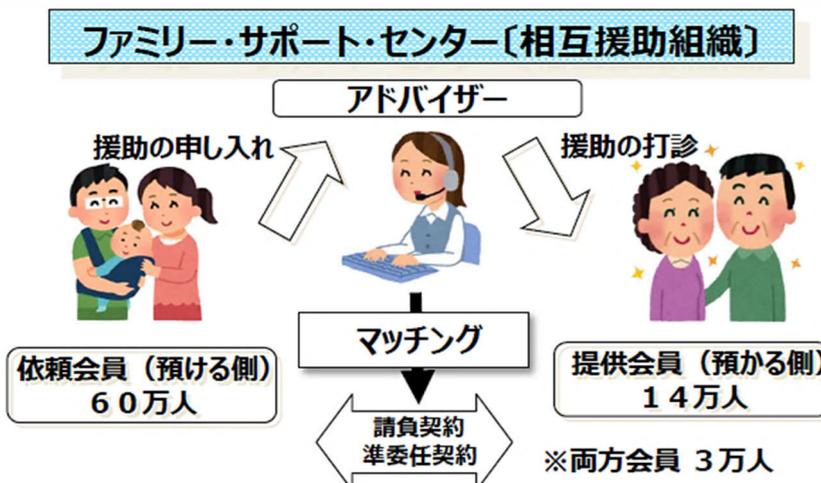
量の見込みは、ニーズ調査結果を勘案して算出しています。

子どもの病気による突発的・単発的な保育ニーズがある本事業は、保護者からのニーズが高い事業であることから、今後も近隣の施設を含めた利用の案内や新たな施設設置の働きかけ等を行っていきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【ファミリー・サポート・センター事業のイメージ図】



相互援助活動の例

- 保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- 保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

(出典：こども家庭庁HP)

■量の見込みと確保方策

【単位：延利用者数（年間）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	300人	286人	270人	252人	238人
②確保方策	300人	286人	270人	252人	238人
過不足（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策の考え方】

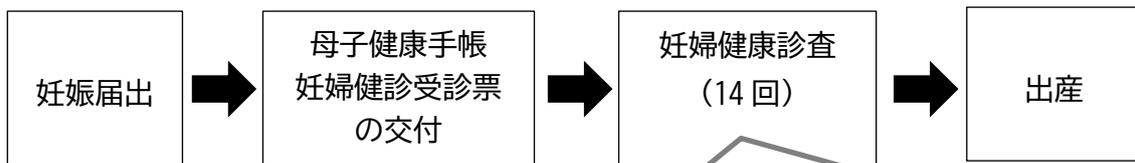
量の見込みは、ニーズ調査結果を勘案して算出しています。

確保方策は、必要量を確保していきます。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【標準的な妊婦健康診査の流れ】



■国が示している妊婦健康診査の実施基準

期 間	妊娠初期～23 週	24～35 週	36 週～出産
回 数	1～4 回目	5～10 回目	11～14 回目
間 隔	4 週間に 1 回	2 週間に 1 回	毎週
基本的な項目	■健康状態の把握（問診、診察） ■検査、計測（血圧、尿検査、腹囲、体重など） ■保健指導		
必要に応じて行う 医学的検査	■血液検査 ■子宮頸ガン検診 （ともに初期に1回） ■超音波検査 （期間内に2回）	■血液検査 ■β群溶血性レンサ 球菌検査 ■超音波検査 （いずれも期間内に1回）	■血液検査 ■超音波検査 （ともに期間内に1回）
	■HTLV-1 抗体検査 ■性器クラミジア検査（ともに30週までに1回）		

（平成21年2月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知から抜粋）

■量の見込みと確保方策

【単位：実利用者数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	160人	153人	144人	134人	127人
②確保方策	160人	153人	144人	134人	127人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、推計人口の当該年翌年度の0歳人口を基に算出しています。

確保方策は量の見込みを満たすものとしませんが、母子健康手帳を配布した方が翌年度に券を利用することもある等、様々なケースがあるため、柔軟に対応します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■量の見込みと確保方策

【単位：支給児童数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4人	4人	4人	3人	3人
②確保方策	4人	4人	4人	3人	3人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策の考え方】

保護者の世帯状況などを勘案しながら、過不足なく事業を進めていきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【確保方策の考え方】

市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者等、多様な主体が参画する必要があることから、情報提供や事業参入等、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で実施します。

(14) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師等がその居宅を訪問し、養育に関する専門的な指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保方策の考え方】

現在、本事業の実施予定はありません。家事・子育て等の支援については、子育て世帯訪問支援事業により実施しています。既存の事業等を通じて、子どもとその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へのつなぎを行う等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保方策の考え方】

現在、本事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、子どもとその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

【確保方策の考え方】

現在、本事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、子どもとその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

母子手帳交付時、妊娠（34週頃）時、出産後の妊産婦に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

【単位：延利用者数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	420人	408人	390人	369人	354人
②確保方策	420人	408人	390人	369人	354人
過不足（②-①）	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、0歳児の推計人数に面談回数（3回）で算出しています。

確保方策は、保健師と助産師が訪問や面談を実施していきます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

【単位：利用者数（人日）】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳児		2人	2人	2人	2人
	1歳児		2人	2人	2人	2人
	2歳児		2人	2人	2人	2人
②確保方策	0歳児		2人	2人	2人	2人
	1歳児		2人	2人	2人	2人
	2歳児		2人	2人	2人	2人
過不足（②-①）			0人	0人	0人	0人

※人日：1日当たりの利用者数（利用定員数ベース）

【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、0～2歳の未就園児数に利用時間（月10時間）で算出しています。

確保方策は、必要定員数を確保していきます。

本事業は令和8年度から全国一斉実施となる制度であることから、令和7年度は実施に向けた準備を行い、令和8年度以降の十分な提供体制の確保に努めます。

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について】

地域の教育・保育施設と連携し、認定こども園における満3歳児クラスの活用を促進するなど、円滑な教育・保育への移行を支援することで乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めます。また、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

(19) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

【単位：延利用者数】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	44人	42人	40人	37人	35人
②確保方策	44人	42人	40人	37人	35人
過不足(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策の考え方】

量の見込みは、令和6年度の産後ケア利用者見込値から算出しています。

確保方策は、妊娠中から産後の面談や健診等の中で保健師・助産師が状況の把握をし、必要に応じて紹介をしていきます。

2 放課後児童対策パッケージへの取組

(1) 本市における現状

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○本市における、令和5年度の登録児童数は566人で、19施設20支援単位において、放課後児童クラブを実施しました。

なお、令和6年4月から18施設19支援単位で実施しています。

②放課後子ども教室

○本市では、12小学校区で放課後子ども教室（土曜体験学習含む）を実施しています。令和5年度は、13教室合わせて1,173回開催、延べ参加者数は11,687人となっています。教室の開設については、毎年実態に合わせて実施しており、今後も各学校との連携を強化していきます。

③校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

○本市では、現在実施していません。

(2) 本市における行動計画

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保方策

○1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 （3）放課後児童健全育成事業の「■量の見込みと確保方策」（52ページ）参照。

②放課後子ども教室の実施計画

○全ての学校に放課後子ども教室の事業周知を行い、随時開設できるよう、質・量を落とすことなく実施できる体制を整備していきます。

③校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

○実施にあたっては、放課後児童クラブや放課後子ども教室、学校等の理解・協力が不可欠であり、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で、関係部署が連携を図りながら検討していきます。

④校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する具体的な方策

○本市では現在実施していないため、今後検討を行い、実施にあたっては、放課後児童クラブや放課後子ども教室、学校、関係部署等で連携を図ります。

⑤放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

○余裕教室の活用状況等について、協議を行うなど、随時学校との連携を図っていきます。

⑥放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

○放課後活動の実施にあたっては、関係部署との情報共有、連携を図っていきます。

第6章 子育て支援の取組と推進

1 不安や負担を和らげるための子ども・子育て支援の推進

子ども・子育て支援は、児童福祉行政だけではなく、様々な角度・関係機関により支援できるよう取り組んでいます。

ここでは、本市のこども未来課を含めた、子どもに関わる全ての課や市役所以外の関係機関等との連携も含めた子育て支援の各事業・施策等を示します。

(1) 子育てに係る経済的負担の軽減

鹿児島県が令和5年11月に実施した「少子化等に関する県民意識調査」によると、「子育てがしやすくなったと感じる人の割合」が5年前（平成30年度）の調査と比べて4.8%増（20.8%から25.6%に増加）、「予定している子どもの数が2人以上と考える人の割合」が5年前（平成30年度）の調査と比べて6.1%増（74.7%から80.8%に増加）と、近年の子育て支援行政や環境整備により、年々子育てがしやすい環境になってきているといえます。

同調査では、実際の子どもの数が理想とする子どもの数より少ない理由として、「収入に対して、子育てや教育にかかる費用が大きすぎるから」という回答が最も多く挙げられました。このことから、多くの人々が子育てにおいて経済的な負担を感じている現状が浮き彫りになっています。

本市では、国や県の制度も含め、子育てに係る経済的負担を少しでも軽減できるよう引き続き取組を進めます。

なお、ここでは、子どもを持つ全ての家庭が対象となる事業のみを掲載します。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
1	児童手当の支給	高校生（18歳到達後最初の3月31日）までの子どもがいる家庭を対象に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当法等に基づき手当を支給します。	拡大	こども未来課
2	子ども医療費給付事業	高校生（18歳到達後最初の3月31日）までの子どもがいる家庭を対象に、子どもの保険が適用される医療費を窓口負担無料とすることにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	継続	こども未来課
3	出生祝金の支給	出生を祝福し、次代を担う子どもの健やかな成長を図ることを目的とし、出生祝金を支給します。	継続	こども未来課

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
4	放課後児童クラブ利用料減免事業	ひとり親世帯や多子世帯などの利用料等を減免することで、子どもの安心・安全な居場所を確保するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	継続	こども未来課
5	子ども食堂	無料又は低額で食事を提供し、子どもたちの健康を守ります。(事業所によっては対象者年齢を定めているところがあります。)	継続	こども未来課
6	かごしま子育て支援パスポート事業	鹿児島県内在住の妊娠中の方及び18歳未満の子どもがいる世帯を対象に、協賛店舗において割引や独自の優待サービス等の提供を受けられます。本市においても、出生届提出等の窓口手続き時の案内や本市内の協賛店舗拡充に取り組みます。	継続	こども未来課
7	インフルエンザ・おたふくかぜの予防接種助成	生後6か月から小学校6年生までの子どもを対象に、インフルエンザ予防接種のうち注射ワクチンについては、1回当たり2,000円の助成(計2回、4,000円)、経鼻ワクチンについては、1回当たり4,000円(1回で完了)を行います。また、1歳から2歳の誕生日の前日まで、及び年長児を対象に、おたふくかぜの予防接種については、1回当たり3,000円の助成を行います。保護者の経済的負担を軽減するとともに、疾病予防及び感染症のまん延を予防します。	継続	こども未来課

(2) 児童虐待防止対策の充実

本市では、「新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導」などの関連事業を通じ、母親の産後うつを予防し、家庭の状況を把握する取組を行い、育児に関する悩みや虐待などの問題が発生する前に支援を行うことに努めてきました。しかし、児童虐待の問題は、経済状況、就労環境、夫婦間の関係など様々な要因が複雑に絡み合うため、関係機関が情報を共有し、共通の理解のもとで支援を進めることが不可欠です。予防、早期発見、迅速な対応、保護、自立支援に至るまで、子どもを取り巻く全ての人々が協力し、途切れのない総合的な支援体制の整備が求められます。また、「児童相談・カウンセリング」を通じて心のケアに取り組むとともに、いじめの根絶に向けた取組を強化し、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携により、児童虐待防止に努めていきます。

① 関係機関との連携及び南九州市における相談体制強化

本市では、子どもや子育てに関する相談体制として、各行政機関に加え、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校などにおいても相談ができる環境を整えています。こうした相談体制を通じて、家庭や社会において子どもが安心して生活できる場所を提供し、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに努めています。

また、児童虐待の予防や早期発見、迅速な対応を図るため、これらの相談体制を基盤に関係機関と情報を共有し連携を強化しています。さらに、関係機関には専門知識を持つ職員の配置や講習会への参加を促し、体制の強化と職員の資質向上に努めています。

さらに、一時保護が必要と判断された場合や、児童相談所の専門性と権限が求められるケースでは、速やかに児童相談所長等へ送致し、児童相談所の支援を適切に求めることで、子どもへの虐待を未然に防ぐ体制を整えていきます。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
8	児童相談・カウンセリングの支援	いじめ、児童虐待などにより被害を受けた子どもの心のケアや保護者へのカウンセリングなどについて、児童相談所をはじめ、関係機関と連携し立ち直りの支援を行います。(要保護児童等への相談体制として、子ども家庭支援員、スクールソーシャルワーカー等が各機関等と連携しながら相談・指導等を実施しています。)	継続	こども未来課 学校教育課
9	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待問題に対応するため、福祉・保健・医療・教育・司法など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。(本市では要保護児童対策地域協議会を設置しており、要保護児童への相談等に応じ、課題解決方策の検討及び情報の共有を図るために代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施しています。)	継続	こども未来課
10	こども家庭センターの設置準備	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立意義や機能は維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制を整えるため、調査、研究を行います。	新規	こども未来課

② 発生予防、早期発見、早期対応等

児童虐待の発生を 방지、早期に発見し対応するために、健康診査や保健指導を含む母子保健活動や地域の医療機関との連携を強化し、「新生児・乳幼児・妊産婦への訪問指導」などの関連事業を実施します。これにより、妊娠、出産、育児期において支援が必要な家庭を早期に把握することを目指します。また、児童福祉や母子保健の担当者が密に連携し、医療機関と効果的に情報を提供・共有することで協力体制を強化することが重要です。さらに、民間団体や児童委員など、地域の協力も活用しながら、児童虐待防止に取り組んでいきます。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
11	緊急一時保護の対策	緊急一時保護が必要な児童であると疑われるときは、児童相談所への援助依頼と同時に、関係機関と協議し、一時保護を早急に行う対策をとります。(事案が発生したときに対応)	継続	こども未来課
12	家庭児童相談の充実	家庭における適切な児童の教育と、電話や面談等による相談を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を取り、問題解決を図ります。	継続	こども未来課
13	乳幼児相談の充実及び健診などとの連携	利用者が子どもの発育・発達に関する相談や子育てについての相談ができるように推進します。また、健診などで虐待が疑われる事案を把握した場合は、関係機関と連携を取り問題解決を図ります。 【令和11年度目標】 定例育児相談：年36回実施 7～8か月育児相談：年12回実施 発達相談会：年6回実施	継続	こども未来課

③ 社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するには、社会的養護に関する地域資源の連携が不可欠です。子育て短期支援事業を実施する児童養護施設との協力に加え、地域の里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）などとも連携し、子どもが健やかに成長できる環境を整えることが重要です。そのためには、市や学校、民間団体など地域の関係機関の理解と協力が求められます。また、里親の開拓や支援を促進する広報・啓発活動を県と連携し、地域での社会的養護が行いやすい支援体制を整備する必要があります。

さらに、母子生活支援施設については、母と子がともに生活しながら関係性に着目した支援を受けられることが特徴であるため、児童相談所や婦人相談所などの関係機関と連携し、その積極的な活用と支援機能の充実、広域的な利用促進を図ることが求められます。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
14	子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった場合に安心して子育てしながら働くことができる環境を整備していきます。	継続	こども未来課
15	子育て世帯訪問支援事業	家事、育児等に対し、不安を抱える又は負担が大きい子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員を派遣し、家事支援や育児支援を提供します。	継続	こども未来課

(3) 障害児支援・療育の充実と就学支援

本市ではこれまでも障害者支援に力を入れており、令和5年度には「南九州市障害者計画」を策定しました。この計画の実施プランとして、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画も合わせて策定しています。特に、障害児の地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進するための体制整備においては、市全域で保育所等の訪問支援を利用できるようにするとともに、現在実施中の巡回支援専門員の配置事業を活用し、保育所等の障害児支援の向上を目指しています。また、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など発達に困難を抱える子どもたちに対しても、合理的配慮の観点から、適切なサービスや教育・保育環境を提供できるような体制を整備します。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
16	乳幼児健診の充実	発育・発達状況の確認と、疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消、就学支援を目的として実施します。 【令和11年度目標（受診率）】 全ての健診：100に近づける	継続	こども未来課
17	健診事後フォロー一体制の充実	育児不安のある方への家庭訪問や健診事後フォローの親子教室を実施し、充実を図ります。また、幼稚園・保育所・認定こども園・療育施設・相談支援事業所・学校・教育委員会と連携を図ります。 【令和11年度目標】 福祉健康課：子育てセミナー2クール/year 3回 健診事後フォロー教室 24回 学校教育課：就学相談会 1回	継続	こども未来課 学校教育課
18	早期療育調整の実施	疾病や育てにくさのために療育が必要と思われる子ども（未就学児）について、児童発達支援事業へのつなぎを行い、関係機関が一堂に会し、支援方法を協議します。	継続	こども未来課 学校教育課

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
19	在宅福祉サービスの推進（居宅介護など）	障害のある子どもができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、居宅介護などの住宅福祉サービスをさらに充実させるとともに、地域での生活の充実や社会参加の促進などの幅広い在宅福祉サービスを推進します。	継続	福祉健康課
20	在宅福祉サービスの推進（児童発達支援など）	心身の発達について支援を必要とする子ども及びその保護者のために、児童発達支援事業や放課後等デイサービスの療育機能を強化します。	継続	福祉健康課
21	医療的ケア児の支援	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し協議する場である地域自立支援協議会等の体制を強化します。 また、保育所等の受入れに係るガイドラインを策定し、保育所等への入所を希望する医療的ケア児の受入れの支援に努めます。	継続	福祉健康課 こども未来課 学校教育課
22	自立支援医療費給付事業（育成医療）	身体に障害があるか、又は現に疾患があつてそのまま放置すると将来一定の障害を残すと認められる18歳未満の児童で、手術などの外科的な治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に要する医療費の一部を公費負担します。	継続	福祉健康課
23	保育・教育の充実	保育・教育・福祉・保健などの各分野の連携をさらに強化し、障害のある子どもが地域の保育所（園）、学校に通いともに育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進します。また、南九州市特別支援連携協議会を開催し、一人ひとりの実態を把握し、関係者間のネットワークを構築することで、地域での支援体制を充実させます。	継続	福祉健康課 学校教育課 こども未来課 教育総務課
24	特別支援教育支援員の配置	小中学校において障害のある子どもに対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、学習活動上のサポートを行ったりするために、特別支援教育支援員を配置します。 【令和6年度実績】 公立小・中学校：17校、28人 【令和11年度目標】 支援が必要な児童生徒の在籍校全てに1人以上配置	継続	学校教育課

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
25	適応指導教室の設置	市立小学校及び中学校に在籍する不登校の児童及び生徒（心理的・情緒的その他の要因により在籍している学校に登校しない又は登校したくてもできない状態にある児童生徒）を対象に、自立を促し、集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を目指した指導・支援を行う適応指導教室として、平成26年度から南九州市ふれあい教室「スマイル」（知覧文化会館内）を設置し、令和6年度からは、川辺中学校内・顕娃中学校内にも2教室増設しています。 教室には指導員も配置しており、通級する不登校児童生徒の活動等の指導・支援を行います。	継続	学校教育課
26	保育・教育相談窓口の整備（相談支援事業所）	障害のある子どもが、早期から気軽に相談できる教育相談体制の整備充実を図るとともに、各機関が連携して、適宜・適切な相談活動ができるよう努めます。	継続	福祉健康課 学校教育課
27	障害福祉制度の普及啓発	障害に係る各種制度等に関し、障害者（児）はもちろん、健常者への理解を図るため、障害福祉制度の普及啓発に努めます。	継続	福祉健康課
28	放課後等デイサービス事業施設等との連携	学校通学中の障害のある子どもが、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	継続	福祉健康課

（４）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の父母は、子育てや生計の維持、家事といった役割を一人で担うため、精神面や身体面に大きな負担がかかりがちです。特に母子家庭においては、生活を支えるための経済的な面で苦勞するケースが多くみられます。

このような家庭環境は子どもの健全な成長や発達に影響を及ぼすことが懸念され、それぞれのひとり親家庭の状況を把握し、必要に応じた支援が求められます。さらに、離婚時に養育費の取り決めがされていない場合や、母親が非正規雇用で働いていることも少なくなく、年間の収入が低い世帯も多くみられます。

これらの課題を解決し、ひとり親家庭が経済的な安定を保ちながら、子育てにも安心して取り組めるよう、包括的な支援が必要です。

このため、ひとり親家庭の自立を支援するには、子育て・生活支援策や就労支援策、経済的支援策などが不可欠であり、本市としても多方面から支援を進めていく方針です。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
29	児童扶養手当の支給	対象児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令第1条第1項に規定する程度の障害の状態にある者）を扶養するひとり親家庭の父又は母等に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当法等に基づき手当を支給します。	継続	こども未来課
30	ひとり親家庭等医療費助成事業	対象児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令第1条第1項に規定する程度の障害の状態にある者）を扶養するひとり親家庭の父又は母等に対して、窓口で支払った医療費のうち保険診療の自己負担分を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図ります。	継続	こども未来課
31	母子生活支援施設への入所対策	保護の必要が認められる（自立が困難など）母子家庭又は母子に準じる家庭に対して入所対策を行います。	継続	こども未来課
32	母子及び父子家庭の親の就業支援	母子及び父子家庭の親の就業を支援するため、関係機関などと連携しながら、求人・技術講習会の情報提供、技術習得のための経済的支援を行います。	継続	こども未来課
33	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	配偶者のない女子等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために就学・修業・就職支度・生活・就学支度資金等の資金貸付を県が行います。市は、福祉資金の貸付が必要な世帯の把握や対象者に必要な情報提供等を行うとともに、申請窓口として適切な対応を図ります。	継続	こども未来課
34	母子（父子）家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図るため、雇用保険制度の教育訓練給付（一般教育訓練給付）の指定教育訓練講座等を受講する者に対して自立支援教育訓練給付金を支給します。 また、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を訓練修了後に支給します。	継続	こども未来課

(5) 子どもの貧困対策支援

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されること、いわゆる「貧困の連鎖」があつてはならないとの決意のもと、平成26年に「子どもの貧困対策法」(こどもの貧困対策の推進に関する法律)が施行され、令和元年、令和6年と改正を重ねてきました。令和元年改正では、市町村計画の策定が努力義務化され、令和6年改正では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されるとともに、並行して施行されるこども基本法とともに、施策の拡大を図る方向性が示されています。

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されず、貧困が世代間で連鎖しないようにするため、保護者とその家族への支援、子どもの居場所づくりなど、子どもを第一に考えた適切な支援が必要です。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
4 (再掲)	放課後児童クラブ利用料減免事業	ひとり親世帯や多子世帯などの利用料等を減免することで、子どもの安心・安全な居場所を確保するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	継続	こども未来課
5 (再掲)	子ども食堂	無料又は低額で食事を提供し、子どもたちの健康を守ります。(事業所によっては対象者年齢を定めているところがあります。)	継続	こども未来課
8 (再掲)	児童相談・カウンセリングの支援	いじめ、児童虐待などにより被害を受けた子どもの心のケアや保護者へのカウンセリングなどについて、児童相談所をはじめ、関係機関と連携し立ち直りの支援を行います。(要保護児童等への相談体制として、子ども家庭支援員、スクールソーシャルワーカー等が各機関等と連携しながら相談・指導等を実施しています。)	継続	こども未来課 学校教育課
9 (再掲)	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待問題に対応するため、福祉・保健・医療・教育・司法など関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。(本市では要保護児童対策地域協議会を設置しており、要保護児童への相談等に応じ、課題解決方策の検討及び情報の共有を図るために代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施しています。)	継続	こども未来課
10 (再掲)	こども家庭センターの設置準備	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立意義や機能は維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制を整えるため、調査、研究を行います。	新規	こども未来課
12 (再掲)	家庭児童相談の充実	家庭における適切な児童の教育と、電話や面談等による相談を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を取り、問題解決を図ります。	継続	こども未来課

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
14 (再掲)	子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった場合に安心して子育てしながら働くことができる環境を整備していきます。	継続	こども未来課
15 (再掲)	子育て世帯訪問支援事業	家事、育児等に対し、不安を抱える又は負担が大きい子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員を派遣し、家事支援や育児支援を提供します。	継続	こども未来課
25 (再掲)	適応指導教室の設置	市立小学校及び中学校に在籍する不登校の児童及び生徒（心理的・情緒的その他の要因により在籍している学校に登校しない又は登校したくてもできない状態にある児童生徒）を対象に、自立を促し、集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を目指した指導・支援を行う適応指導教室として、平成26年度から南九州市ふれあい教室「スマイル」（知覧文化会館内）を設置し、令和6年度からは、川辺中学校内・穎娃中学校内にも2教室増設しています。 教室には指導員も配置しており、通級する不登校児童生徒の活動等の指導・支援を行います。	継続	学校教育課
29 (再掲)	児童扶養手当の支給	対象児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令第1条第1項に規定する程度の障害の状態にある者）を扶養するひとり親家庭の父又は母等に対して、安定した日常生活を送ることができるよう、児童扶養手当法等に基づき手当を支給します。	継続	こども未来課
32 (再掲)	母子及び父子家庭の親の就業支援	母子及び父子家庭の親の就業を支援するため、関係機関などと連携しながら、求人・技術講習会の情報提供、技術習得のための経済的支援を行います。	継続	こども未来課
33 (再掲)	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	配偶者のない女子等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために就学・修業・就職支度・生活・就学支度資金等の資金貸付を県が行います。市は、福祉資金の貸付が必要な世帯の把握や対象者に必要な情報提供等を行うとともに、申請窓口として適切な対応を図ります。	継続	こども未来課

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
34 (再掲)	母子(父子)家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図るため、雇用保険制度の教育訓練給付(一般教育訓練給付)の指定教育訓練講座等を受講する者に対して自立支援教育訓練給付金を支給します。 また、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を訓練修了後に支給します。	継続	こども未来課
35	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮家庭等における子どもの学習支援、生活習慣の取得支援等を行うことで貧困の連鎖を防止するものとして、市内2か所で支援の場を設けています。	継続	福祉健康課
36	就学援助費の支給	義務教育の円滑な実施に資するため、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して、児童生徒を就学させるために必要な費用(学用品費、学校給食費、修学旅行費等)を支給します。 【令和6年度実績】 支給世帯数：289世帯 支給人数：466人(児童295人、生徒171人) 【令和11年度目標】 支給対象と見込まれる全ての世帯からの申請受付及び就学援助費の支給	継続	学校教育課
37	教育相談事業の充実	教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室の連携を一層密にし、教育相談の充実を図ります。	継続	学校教育課

2 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

本市ではこれまで、「南九州市男女共同参画基本計画」や「南九州市特定事業主行動計画」を策定し、その中で「仕事と生活の調和を図るための環境整備」に取り組んできました。具体的には、ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発活動、休暇や給付制度の周知とその活用推進が進められてきました。

そのような環境において、小さな子どもを抱える家庭からは、依然として休日保育や病児保育に対するニーズがあります。しかし、休日や病気の際に子どもを預ける施設を整備するだけでなく、保護者が安心して仕事を休める環境づくりに取り組むことが重要です。

さらに、ニーズ調査によると、子どもの病気やけがで保育所を利用できない場合、68.6%の家庭が父母のいずれかが休んで対応したいと希望しており、育児休業の取得状況においても、父親の取得率はわずか7.5%にとどまっています。これらの課題は男女共同参画の観点からも解決が求められており、国や県の取組と連携しながら、今後の対応を進めていく必要があります。

(1) 働きやすい就労環境の整備

性別に関わらず、誰もが生きがいを持って働けるような就労機会を提供し、差別なくその能力を十分に発揮できる職場環境を整えることが求められます。特に、結婚や出産を経た女性がキャリアを継続できるよう配慮することが重要です。また、子育てをする親の労働条件や職場環境の改善や、長く働き続けるための支援体制の整備が必要であり、幅広い保育や子育てサービスの充実が求められます。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
38	働き方改革の広報と推進	個人が各ライフステージにおいて、希望するバランスで仕事や様々な活動に関わることができるよう「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、関係機関と連携し、事業主や労働者に対して広報紙・ホームページ等による情報提供や啓発を行います。	継続	総務課 まちづくり推進課 商工観光課

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
39	労働時間短縮の推進	事業主に対して働き方改革に関する制度の理解推進に努めるとともに、事業主や労働者へ自らの就業規則見直しを図り、労働者が多様な働き方を選択できるようノー残業デー、時差出勤や時短勤務など、柔軟な勤務形態の導入等を推進します。また、関係機関とも連携するとともに、広報紙・ホームページ等による広報・啓発を行います。	継続	総務課 商工観光課
40	子の看護等休暇の制度の周知と取得の推進	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき、小学校3年生修了までの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、年度内に5日（当該子が2人以上の場合にあつては、10日）を限度として負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な休暇を取得できます。半日（所定労働時間の2分の1）単位の取得も可能であることから、これらの制度を事業主や労働者に周知するとともに、子の看護休暇をより取得しやすい職場環境の整備について啓発を行います。	継続	総務課 まちづくり推進課 商工観光課

（2）育児休業等制度の周知

ニーズ調査では、育児休業の取得状況が母親では46.7%と以前より増加しています。父親も7.5%が取得していますが、まだ取りやすい環境にあるとはいいい難い状況です。育児休業を取得できても早く復帰した理由として、「職場より早く復帰するよう言われたため。」「職場の意向が強かったため。」との意見が多数ありました。

このため、企業やその他の民間団体に対して制度の周知を行い、育児休業などを取得しやすい職場環境の整備を依頼します。また、対象となる方々にも育児休業給付金や保険料免除制度の内容を伝えることで、理解を深めるよう努めます。

さらに、小学校入学前の子どもを持つ保護者が、産前・産後休業や育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設を利用できるようにするため、休業期間中の保護者に対しても適切な情報提供と周知に力を入れます。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
41	育児休業など取得の推進	労働者が育児休業・介護休業・看護休暇などを取得しやすい就業環境づくりを推進するため、事業主や労働者に対して啓発を行います。特に男性の育児休業取得を強力に推進するとともに関係機関とも連携し、広報紙・ホームページ等による広報・啓発を行います。	継続	総務課 まちづくり推進課 商工観光課

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい職場環境の整備に向けて、様々な啓発活動や情報提供に取り組めます。また、働く意欲を持つ若者が就業し、男女が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を実現するため、企業や住民の取組を積極的に支援します。さらに、多様な働き方に対応できる子ども・子育て支援の基盤づくりを推進し、これらの取組を積極的に進めていきます。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
42	家事参加促進のための啓発	性別に関わりなく家事に参加する意識を持つことや誰もが家庭の責任を担うことなど、固定的性別役割分担意識の解消等についての理解が深まるよう、広く市民を対象とする学習機会を提供します。福祉健康課・社会教育課と協力して取り組めます。	継続	総務課 まちづくり推進課
43	子育て教室の参加啓発	夫婦・祖父母が協力して出産・育児に臨めるよう、積極的な教室への参加を促進します。	継続	こども未来課

3 家庭の子育て支援の推進

子ども・子育て支援制度では、市が実施する乳児家庭全戸訪問事業や、子育て世帯訪問支援事業等が地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており、本計画において母子保健に関することは重要な事項の一つです。

本計画の策定に際しては、妊婦・出産期から切れ目のない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連実施策との連携の確保が必要であるとの認識のもと、「健やか親子21」の趣旨を十分に踏まえて各種事業を推進します。

また、小児医療体制の確保や子育てに関する相談や情報提供等、子育て・健康支援に関することもここで示します。

(1) 母子の健康の確保

「健やか親子21」では、10年後の理想像として「すべての子どもが健やかに育つ社会」を掲げ、地域や家庭環境に関わらず、全ての人々が平等な水準の母子保健サービスを受けられることを目指しています。本計画では、取り組むべき3つの基盤課題と、特に重点的に推進すべき2つの重点課題を設定しており、それぞれの課題に対応する事業・施策等について示します。

① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊婦の多様なニーズへの対応や低体重出生児の増加といった現状から、より個別対応に重きを置いた保健指導が求められています。また、妊娠中の血糖値異常などの背景から、女性の長期的な健康管理や次世代の健全育成が課題となっています。妊娠・出産・育児の各段階における母子保健対策を充実させるとともに、各事業や関連機関が有機的に連携する体制の強化や、情報の活用、母子保健事業の評価・分析体制の整備を進め、継続的な支援体制の構築を目指します。

■ 出産前後全体を通じてのこと

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
44	ハイリスク妊産婦に対する早期支援体制の確立	妊娠届出・妊婦健診・産婦健診等の機会を活用し、妊産婦の身体的・精神的・社会的背景を丁寧に把握することでハイリスク者を抽出し、個別支援計画を作成した上で切れ目のない支援につなげます。あわせて、産科医療機関等、関係機関との連携体制を構築します。	継続	こども未来課

■妊娠前から妊娠中に関すること

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
45	不妊治療費の助成	妊娠にあたっては不妊治療を必要とする夫婦に治療費を一部助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めます。	継続	こども未来課
46	風しんワクチン接種費用の助成	風しん抗体価の低い妊娠を希望する女性及びその配偶者等の風しんワクチン接種費用を一部助成し、安心して妊娠できる環境づくりに努めます。 (※令和元年度から市単独事業として開始)	継続	こども未来課
47	妊婦相談の充実	母子健康手帳交付時に個別面接を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的背景を把握し、ニーズに合わせた情報提供を行います。また、必要に応じサービスの利用計画(セルフプラン)、支援プランを作成し、切れ目のない支援を行います。	継続	こども未来課
48	妊婦歯科健診	低体重児のリスクにもなる歯周病の早期発見・早期治療を図るために妊婦を対象とした歯科検診と保健指導を実施します。	継続	こども未来課

■出産後に関すること

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
16 (再掲)	乳幼児健診の充実	発育・発達状況の確認と、疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消、就学支援を目的として実施します。 (※再掲につき目標は省略)	継続	こども未来課
49	未熟児養育医療費の給付	養育医療が必要と認定された未熟児の医療費を給付し、養育医療にかかる保護者の経済的負担を軽減します。	継続	こども未来課
50	新生児聴覚検査	聴覚に関する異常を早期に発見し、適切な治療・援助へとつなげるために、検査費用の助成を行います。	継続	こども未来課
51	産婦健康診査	産婦の疾病異常の早期発見と早期治療を図るため、健康診査を実施します。同時にエジンバラ産後うつ病自己質問票(E P D S)等の確認を行い、高得点の産婦の支援体制の充実を図ります。 (※平成31年4月から開始)	継続	こども未来課
52	産後ケア事業	産後、身体的・精神的に不安定な状況であったり、家族等の支援が得られなかったりするなどの母子に対し、医療機関、助産院等において必要な保健指導・育児支援を行います。	継続	こども未来課

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
53	新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導の実施	訪問指導が必要な乳幼児及び妊産婦の家庭を保健師、助産師、管理栄養士などが訪問し、保健指導や相談を行います。 母子保健コーディネーターが出生後早期から各家庭と関わりを持ち、ニーズを把握した上で適切な支援へつなぎます。	継続	こども未来課
54	幼児歯科健診の実施	むし歯予防に関する健康教育やブラッシング指導、フッ化物塗布などにより歯科保健の向上に努めるとともに、むし歯有病者率の減少に取り組みます。乳児産婦健診から全ての健診に歯科衛生士を配置し、個別指導及び集団指導を行います。 【令和11年度目標（受診率）】 全ての健診：100%に近づける	継続	こども未来課
55	定期予防接種の実施	定期予防接種の実施を推進し、子どもの疾病予防及び感染症のまん延を予防します。	継続	こども未来課
56	造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業の実施	造血細胞移植を行った20歳未満の者を対象に、移植前に接種したワクチンの再接種費用を助成することで、免疫が低下若しくは消失した状態から患者の感染症予防や症状及び経済的負担を軽減します。	継続	こども未来課

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

児童生徒が自ら心身の健康に関心を持ち、将来に向けて健康を維持・向上するために取り組めるよう、多様な分野との協働による健康教育を推進し、次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
37 (再掲)	教育相談事業の充実	教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室の連携を一層密にし、教育相談の充実を図ります。	継続	学校教育課
57	思春期保健対策	思春期保健事業（性教育）に加え南九州市いのちを支える自殺対策計画に基づいてSOSの出し方・受け止め方に関する教育を実施し、思春期の自殺対策に寄与します。また、南九州市健康増進計画に基づき、喫煙・飲酒・食育等について、子ども自身又はその家族を含めて健康づくりに関心が持てるように情報提供等を行います。実施にあたっては、教育機関と連携を図り、既存事業とタイアップする等、効率化を図ります。	継続	こども未来課 学校教育課

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
58	子育て講座の開設	<p>専門家や経験者を講師として、家庭教育について講話をしてもらい、家庭における教育力の向上を図ります。</p> <p>【令和11年度目標】 市内各小中学校において年1回以上</p>	継続	社会教育課

③ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

令和5年度の乳幼児健診におけるアンケートによると、「この地域で子育てしたい」と思う親の割合は93.4%に上がっています。

これからも、社会全体で子どもの健やかな成長を支え、子育て中の親が孤立しないような地域づくりを目指します。具体的には、国や地方自治体による子育て支援策の強化にとどまらず、地域に存在する多様な資源（NPOや民間団体、母子保健推進員など）との連携を図り、役割を明確に分担していくことが重要です。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
59	子育て教室や育児相談会の実施	離乳食について学べる離乳食相談会や、7～8か月児育児相談を実施し、育児支援を行います。また、月1回、各保健センターで育児相談日を設け、保護者の育児不安の軽減に努めます。	継続	こども未来課
60	母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上への取組	母子保健推進員や母子保健に関わる関係者に対して研修会を行い、専門性の向上を図ります。	継続	こども未来課
61	高齢者とのふれあいの推進	高齢者と子どもが昔の遊び道具を一緒に作成したり、話し合いの場を設けたり、世代間交流を図ります。各小学校で1回以上実施します。	継続	学校教育課

④ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

本市では、乳幼児の年齢が上がるほど子どもの育てにくさを感じる保護者が増加し、令和5年度の3歳児健診時では、27.0%の保護者が育てにくさを感じていますが、全健診を通じて86.4%の保護者は、対処ができていますと答えています。

今後も、親子が発信する様々な育てにくさのサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることを重点課題の一つとします。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
8 (再掲)	児童相談・カウンセリングの支援	いじめ、児童虐待などにより被害を受けた子どもの心のケアや保護者へのカウンセリングなどについて、児童相談所をはじめ、関係機関と連携し立ち直りの支援を行います。(要保護児童等への相談体制として、子ども家庭支援員、スクールソーシャルワーカー等が各機関等と連携しながら相談・指導等を実施しています。)	継続	こども未来課 学校教育課
12 (再掲)	家庭児童相談の充実	家庭における適切な児童の教育と、電話や面談等による相談を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を取り、問題解決を図ります。	継続	こども未来課
17 (再掲)	健診事後フォロー一体の充実	育児不安のある方への家庭訪問や健診事後フォローの親子教室を実施し、充実を図ります。また、幼稚園・保育所・認定こども園・療育施設・相談支援事業所・学校・教育委員会と連携を図ります。(※再掲につき目標は省略)	継続	こども未来課 学校教育課
62	幼稚園・保育所等との連携強化	子どもの発育・発達や子育てについて、幼稚園や保育所等と連携した上で相談に応じ、療育等支援事業へつなぎ、専門職を園に派遣した上で保護者・支援者が子どもの支援について助言を得られるようにします。	継続	こども未来課
63	家庭教育学級	小学校、中学校において学校や家庭、関係機関等と連携し、子どもの発達段階に応じた家庭教育学級を実施することで、保護者の学習機会を確保し、家庭教育の充実を図ります。	継続	社会教育課

⑤ 妊娠期からの児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止するための施策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わるこ
とが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連
携強化が必要であることから重点課題の一つとします。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
9 (再掲)	要保護児童対策 地域協議会の充 実	児童虐待問題に対応するため、福祉・保健・医療・ 教育・司法など関係機関が連携し、子どもや家族 への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。 (本市では要保護児童対策地域協議会を設置し ており、要保護児童への相談等に応じ、課題解決 方策の検討及び情報の共有を図るために代表者 会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施し ています。)	継続	こども未来課
10 (再掲)	こども家庭セン ターの設置準備	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合 支援拠点の設立意義や機能は維持した上で、全て の妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支 援を行う体制を整えるため、調査、研究を行います。	新規	こども未来課
11 (再掲)	緊急一時保護の 対策	緊急一時保護が必要な児童であると疑われると きは、児童相談所への援助依頼と同時に、関係機 関と協議し、一時保護を早急に行う対策をとります。 (事案が発生したときに対応)	継続	こども未来課
13 (再掲)	乳幼児相談の充 実及び健診など との連携	利用者が子どもの発育・発達に関する相談や子育 てについての相談ができるように推進します。ま た、健診などで虐待が疑われる事案を把握した場 合は、関係機関と連携を取り問題解決を図りま す。 (※再掲につき目標は省略)	継続	こども未来課

(2) 小児医療体制の実施

小児医療は、子どもを安心して生み育てるための重要な基盤です。そこで、子どもの健康を守るために小児科医を中心とした健康サポートのネットワークを整備し、日常的な健康管理の支援を行います。また、救急医療に関しては、近隣の市町村医療機関と密接な連携を強化し、緊急時にも対応できる体制づくりを進めます。これらの取組に加えて、経済的支援も提供することで、子どもの疾病の発生や拡大を未然に防ぐことを目指します。

	事業名	事業内容	方向性	担当部署
2 (再掲)	子ども医療費給付事業	高校生（18歳到達後最初の3月31日）までの子どもがいる家庭を対象に、子どもの保険が適用される医療費を窓口負担無料とすることにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	継続	こども未来課
22 (再掲)	自立支援医療費給付事業（育成医療）	身体に障害があるか、又は現に疾患があってそのまま放置すると将来一定の障害を残すと認められる18歳未満の児童で、手術などの外科的な治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に要する医療費の一部を公費負担します。	継続	福祉健康課
30 (再掲)	ひとり親家庭等医療費助成事業	対象児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令第1条第1項に規定する程度の障害の状態にある者）を扶養するひとり親家庭の父又は母等に対して、窓口で支払った医療費のうち保険診療の自己負担分を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図ります。	継続	こども未来課
49 (再掲)	未熟児養育医療費の給付	養育医療が必要と認定された未熟児の医療費を給付し、養育医療にかかる保護者の経済的負担を軽減します。	継続	こども未来課
64	救急医療の情報提供	休日にも対応できる医療機関の情報提供を行います。 日曜祝日当番医については、広報紙に掲載し、問い合わせがあれば情報提供を行います。	継続	福祉健康課
65	地域医師会との連携	地域医師会、医療機関と連携し、小児予防医療の充実と疾病の早期発見を図ります。 地域医療懇談会、保健事業説明会を年1回開催するとともに、地域医師会、医療機関との連携を図ります。	継続	こども未来課

(3) 子育て相談、情報提供の充実

本市では、母子健康手帳交付の時点で45.0%の妊婦が、子どもを育てることに不安を感じ、生後2か月頃には17.7%の母親が育児に困り感を感じています。また、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親は、子の年齢が上がるごとに減少し、令和5年度の3歳児健診時では81.6%となっています。

子育ての不安感を軽減するための情報提供や相談支援の充実に取り組み、積極的な情報発信に努めます。

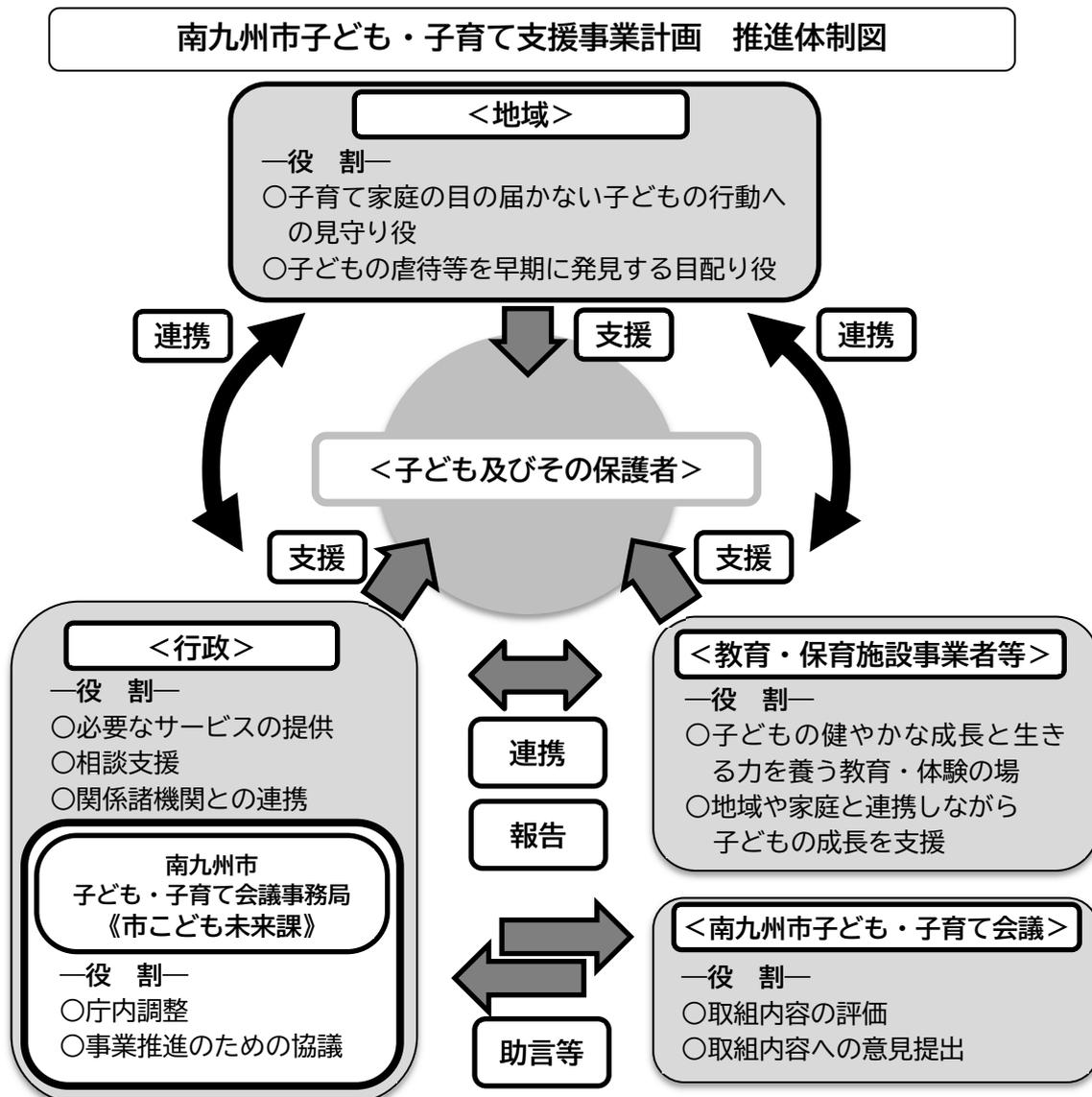
	事業名	事業内容	方向性	担当部署
13 (再掲)	乳幼児相談の充実及び健診などとの連携	利用者が子どもの発育・発達に関する相談や子育てについての相談ができるように推進します。また、健診などで虐待が疑われる事案を把握した場合は、関係機関と連携を取り問題解決を図ります。 (※再掲につき目標は省略)	継続	こども未来課
47 (再掲)	妊婦相談の充実	母子健康手帳交付時に個別面接を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的背景を把握し、ニーズに合わせた情報提供を行います。また、必要に応じサービスの利用計画(セルフプラン)、支援プランを作成し、切れ目のない支援を行います。	継続	こども未来課
66	子育て広場事業	乳幼児とその親が楽しく遊べ、ほかの親子と交流できる場所を提供するとともに、悩み相談対応や育児に関する情報発信を行います。 (地域子育て支援拠点事業(第5章参照)の事業内容充実等に伴い、今後、内容を変更する場合があります。)	継続	こども未来課
67	インターネットを利用した子育て情報の提供	子育て関連情報を一元化し、いつでもどこからでも適切かつタイムリーな情報が得られるよう、インターネットでの情報提供を今後も継続実施します。 広報紙に育児相談日や母子健康手帳交付日等を掲載します。	継続	こども未来課

第7章 計画の推進体制

本計画は、福祉、教育、保健、生活など広範囲にわたり、庁内の各担当部署間の協力が重要となります。また、計画の推進にあたっては、行政だけでなく市民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

1 関係機関等との連携

本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁を挙げて子ども・子育て支援に取り組みます。また、行政機関のみでは子どもや子育て家庭への支援には限界があり、そのため地域、学校、企業、関係団体等とも一層の連携を強化し、計画内容の広報・啓発に努め、子ども・子育て支援の充実及び推進に取り組みます。



(1) 関係機関の連携会議の開催

それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、各種支援に関わる関係機関（認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、児童相談所、医療機関、教育機関等）と様々な連携会議を開催し、各機関における課題等について議論し、共有します。また、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ります。

(2) 関係機関の連携を推進する取組

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、次に掲げる事業を実施します。

①利用者支援事業

専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行います。

②地域子育て支援拠点事業

保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施します。

③子育て援助活動支援事業

地域子育て支援拠点等との連携強化を図り、見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施します。

2 計画の達成状況の点検・評価

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、次年度以降は、計画目標を基に、各年度の進捗状況を庁内で点検するとともに、南九州市子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進に努めます。さらにホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

また、あらゆる機会でも市民意見を把握し、利用者の視点を生かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

1 南九州市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 12 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第72条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第21条第 1 項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、南九州市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 支援法第72条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 次世代法第 8 条の規定に基づく市町村行動計画に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事務

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 支援法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (5) 市民(ただし、本市に住所を有する者に限る。)

3 市長は、前項第 5 号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、会議の審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年12月2日条例第35号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月6日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月29日条例第27号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 南九州市子ども・子育て会議委員名簿

【任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日】

	所 属	役職	氏 名	備考
1	保育所・認定こども園 (顚娃地域) 代表	委 員	佐藤 一暁	認定こども園顚娃保育園
2	保育所・認定こども園 (知覧地域) 代表	委 員	澤村 剛	大徳寺保育園
3	保育所・認定こども園 (川辺地域) 代表	委 員	上之 悟史	(令和5年度) こども園ほしのこ
			三木 真由美	(令和6年度) かつめこども園
4	公立幼稚園 代表	委 員	宮本 京也	(令和5年度) 市立知覧幼稚園
5	南九州市校長会 代表	委 員	比志島 寿	(令和5年度) 高田小学校長
			本村 嘉朗	(令和6年度) 中福良小学校長
6	南九州市PTA連絡協議会 代表	委 員	宮原 憲一	(令和5年度)
			鶴留 幹紀	(令和6年度)
7	南九州市地域子育て 支援センター 代表	委 員	瀧 義道	南九州市地域子育て 支援センター「つみき」
8	南薩医師会 代表	委 員	岡村 美和子	
9	南九州市民生委員児童委員 協議会連合会 代表	委 員	内田 智賀子	(令和5年度)
			日置 鐘子	(令和6年度)
10	療育施設 代表	委 員	松久保 こずえ	サポートセンター る・トレフル
11	児童養護施設等 代表	委 員	古市 厚子	ファミリーホーム心音
12	知的障害児援助団体 代表	委 員	地頭蘭 千鶴子	手をつなぐ育成会
13	南九州警察署 代表	委 員	磯辺 博文	
14	南九州市教育委員会 代表	委 員	増山 聡	(令和5年度)
			星原 貴光	(令和6年度)
15	南薩地域振興局 代表	委 員	大小田 由美容	(令和5年度)
			福元 法子	(令和6年度)
16	保育所・認定こども園保護者 代表	委 員	下野 拓哉	(令和5年度)
			福永 茉衣	(令和6年度)
17	幼稚園保護者 代表	委 員	南田 睦美	(令和5年度)

3 用語解説

用語	意味
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	保護者のいない子ども又は保護者に監護させることが適当でない子どもに対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、家庭における養育環境と同様の養育環境において子どもの養育を行う事業。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいう。ただし施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。(法第29条及び第43条)
放課後子ども教室	全ての子どもを対象として、安全・安心な児童の活動拠点に場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸能活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組。
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話をを行うことにより、子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負担が重い状態にある子どものこと。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。

第3期南九州市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行：南九州市

編集：南九州市 こども未来課子育て支援係

〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡 6204 番地

T E L 0993-83-2511 (代表)



南九州市